

## 第2期

# 藍住町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

藍住町



## はじめに

子どもたちは、次代を担うかけがえのない存在であり、私たちは保護者とともに子どもたちの健やかな成長を支えていかなければなりません。しかしながら、核家族化の進行や地域づきあいの希薄化、共働き家庭やひとり親家庭の増加など、子どもたちや子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに不安や負担を感じている保護者が増加しています。また、近年は児童虐待やいじめ、不登校、貧困など、子どもの育ちを大きく左右する問題が全国的に深刻化しており、本町においても、保護者が安心して子育てができ、また子どもが健やかに成長できる環境づくりは重要課題の一つとなっています。

このような中、平成27年度に「藍住町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの成長をすべての町民でささえるまち ゆとりをもって安心で安全な子育てのできるまち」を基本理念に掲げ、保育所定員の拡充や放課後児童クラブの整備、子育て世代包括支援センターの設置など子育て支援の充実に取り組んでまいりました。また、平成30年度には、「藍住町就学前児童施設の在り方検討委員会」を設置し、社会情勢とともに変化する保育ニーズや国の制度改正を踏まえ、保育所の利用年齢の引き上げや認定こども園の設置、子育て支援の在り方について検討を進めてまいりました。

この度策定しました「第2期藍住町子ども・子育て支援事業計画」では、先の計画の基本理念を継承し、待機児童の解消や一時保育の拡充、子どもの貧困対策など、さらなる子育て支援に取り組むこととしております。

未来ある子どもたちが、夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを皆様と共に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました皆様、貴重なご意見を賜りました藍住町子ども・子育て会議の委員の皆様並びに関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

藍住町長 高橋 英夫



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	1
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況.....	2
1 人口等の状況.....	2
2 将来推計人口の状況.....	9
3 子ども・子育てに関するアンケート調査結果の概要.....	10
4 子どもの生活に関するアンケート調査結果の概要.....	19
5 第1期計画の取組状況.....	28
6 課題のまとめ.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
1 計画の基本理念.....	31
2 計画の基本的な視点.....	32
3 計画の基本目標.....	33
4 施策の体系.....	35
第4章 施策の展開.....	36
基本目標1 多様なニーズに応じた教育・保育を推進するまち	
1 保育サービスの充実.....	36
2 子育て支援サービスの充実.....	37
基本目標2 子どもの健やかな成長を支えるまち	
1 親子の健康の確保.....	38
2 食育の推進.....	41
3 障がいのある子どもへの支援.....	42
4 子どもの成長と発達への支援.....	43
基本目標3 地域が一体となって子どもを育てるまち	
1 地域と協働した子育て支援の取り組み.....	45
基本目標4 子育て家庭が安心して暮らせるまち	
1 子どもの居場所づくりの推進.....	46
2 子育て家庭への経済的支援.....	46
3 児童虐待防止に向けた取り組みの推進.....	48
基本目標5 子どもたちが夢や希望を持って成長できるまち	
1 教育の支援.....	49
2 生活の安定のための支援.....	49
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	51
1 基本的な考え方.....	51
2 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	54
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	56
第6章 計画の推進にあたって.....	63
1 町内のみなさんの役割.....	63
2 計画の進捗管理・評価.....	64
資料.....	65



# ■ 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

少子・高齢化社会の進展や核家族化の進行、共働き世帯の増加等により、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、平成27年4月には、「子ども・子育て支援新制度」が本格実施され、市町村が主体となって、質の高い幼児期の教育・保育の提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図ること、また、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制を確保することなどが求められています。さらに、令和元年10月からは、新たな子育て支援の取り組みとして、幼児教育・保育の無償化が実施されています。

本町においても、平成27年3月に「藍住町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの成長をすべての町民でささえるまち ゆとりをもって安心して安全な子育てのできるまち」を基本理念に掲げ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを町全体で支援する環境づくりを進めてきました。

また、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年8月には、「子どもの貧困に関する大綱」が閣議決定されました。令和元年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、市町村において子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務化されています。

このような背景を踏まえ、子どもの貧困対策を含む子ども・子育て支援の取り組みをさらに推進するため、第2期藍住町子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」であり、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村計画と一体的に策定しました。また、本町の最上位計画である「藍住町総合計画」をはじめ、関連計画との整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

## 3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中においても社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを行うものとします。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
藍住町子ども・子育て支援事業計画					第2期藍住町子ども・子育て支援事業計画				



## 第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

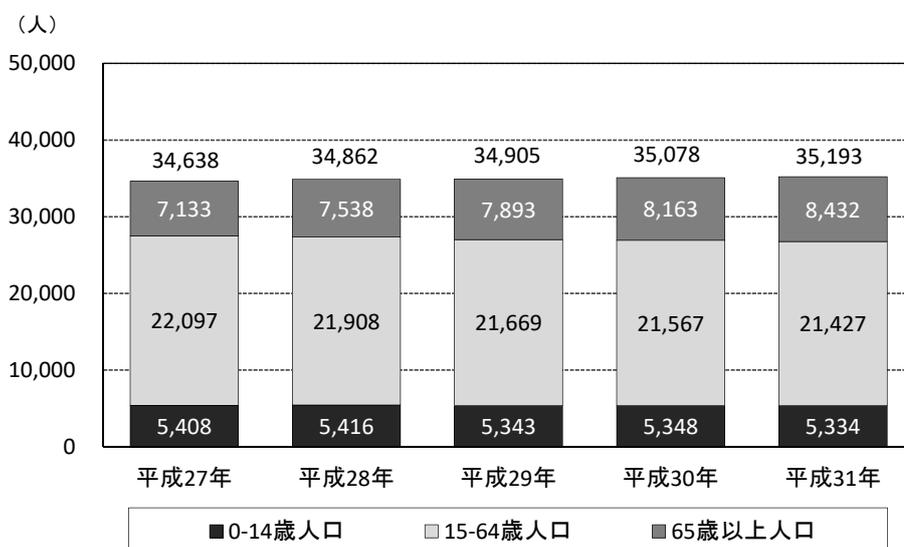
### 1 人口等の状況

#### (1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本町の人口は、増加傾向にあり、平成31年では35,193人となっています。

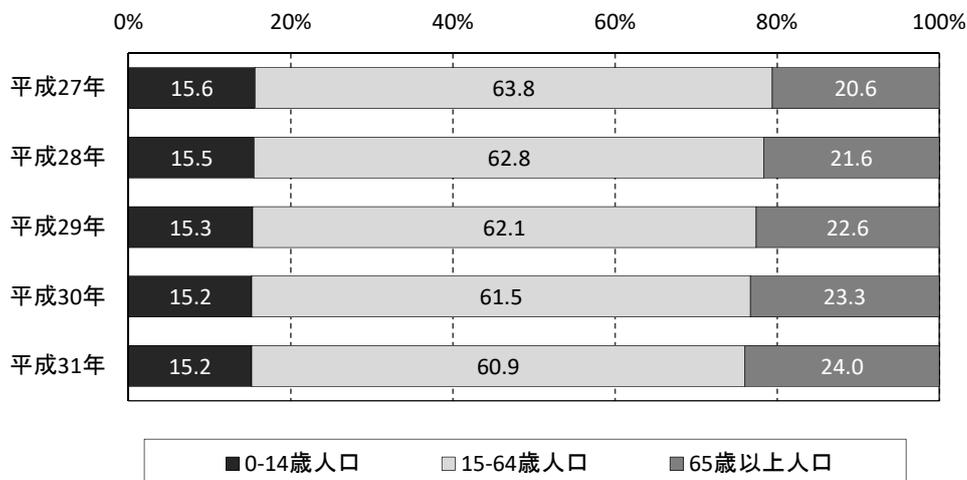
また、年齢3区分別人口割合をみると、0～14歳人口と15～64歳人口は減少傾向であるのに対し、65歳以上人口は増加傾向にあります。

#### ■ 総人口



【資料】住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### ■ 年齢3区分別人口割合



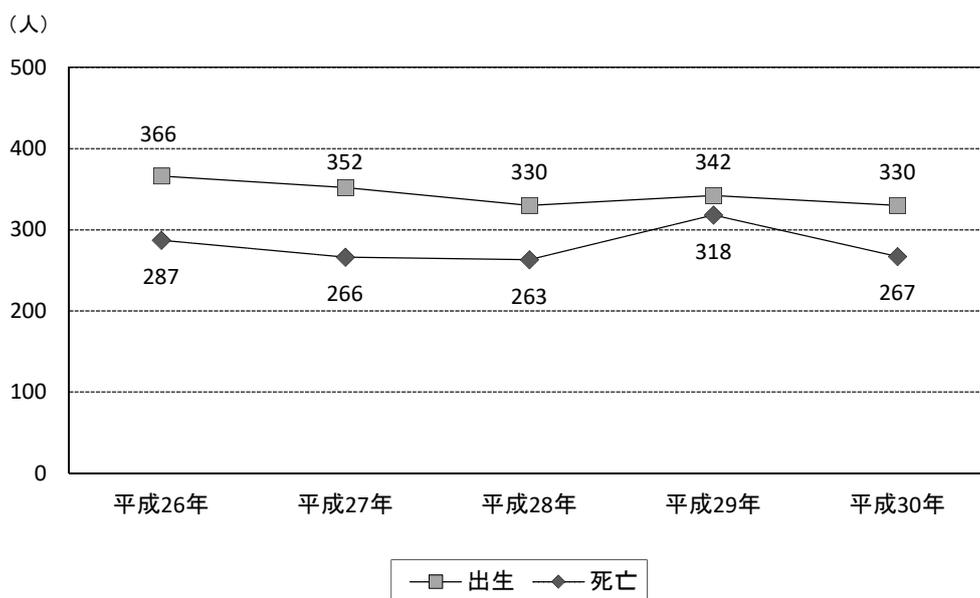
【資料】住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 人口動態の推移

### ① 自然動態

本町の出生数は、平成26年から平成30年にかけて、多少の増減はあるものの全体としては減少傾向にあります。

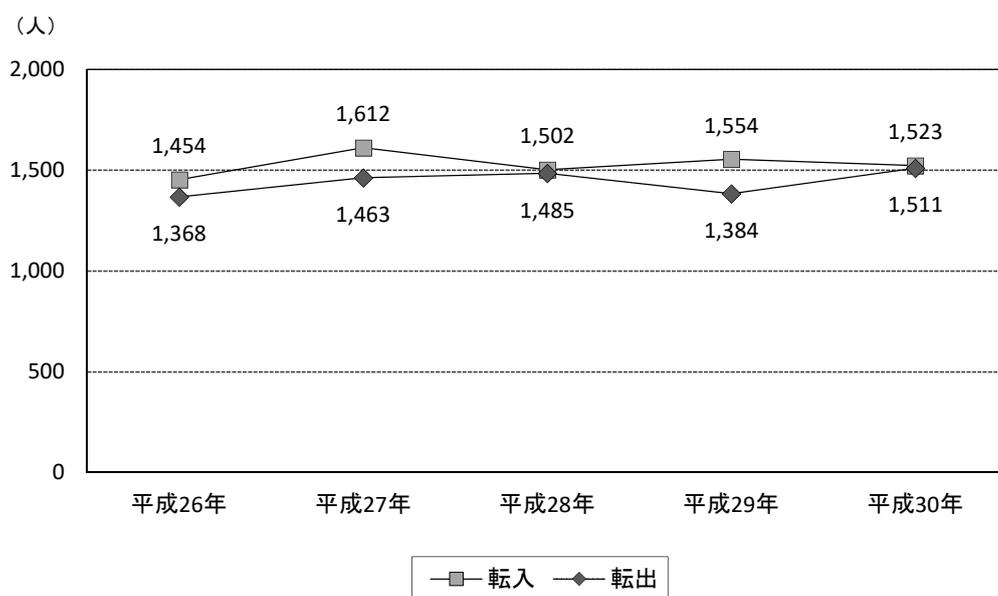
また、死亡数については、多少の増減はあるもののおおむね横ばいとなっています。



【資料】徳島県人口移動調査

### ② 社会動態

本町の転入と転出の状況についてみると、転入が転出を上回っていますが、平成26年から平成30年にかけて、多少の増減はあるもののその差は減少傾向にあります。

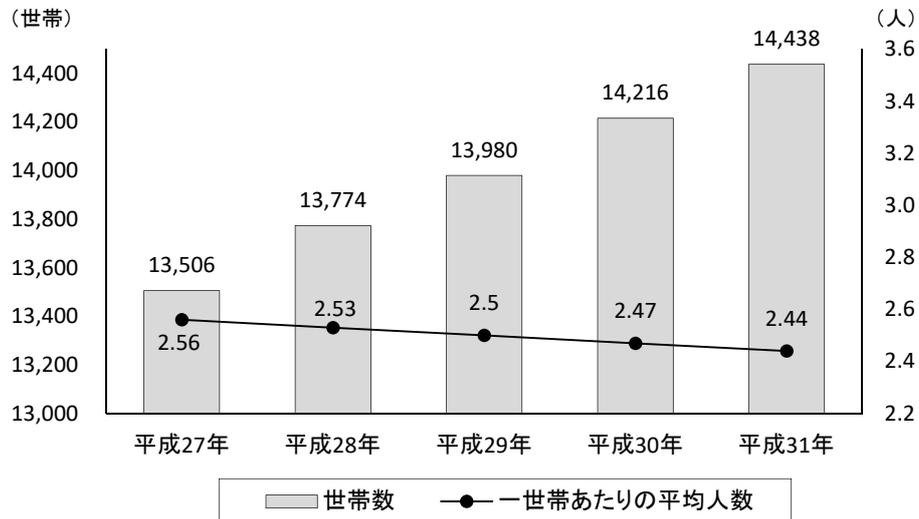


【資料】徳島県人口移動調査

### (3) 世帯の状況

#### ① 世帯数の推移

本町の世帯数は、平成27年から平成31年にかけて年々増加しており、平成31年は14,438世帯となっています。一方、一世帯当たりの平均人数は減少傾向にあり、平成31年は2.44人となっています。

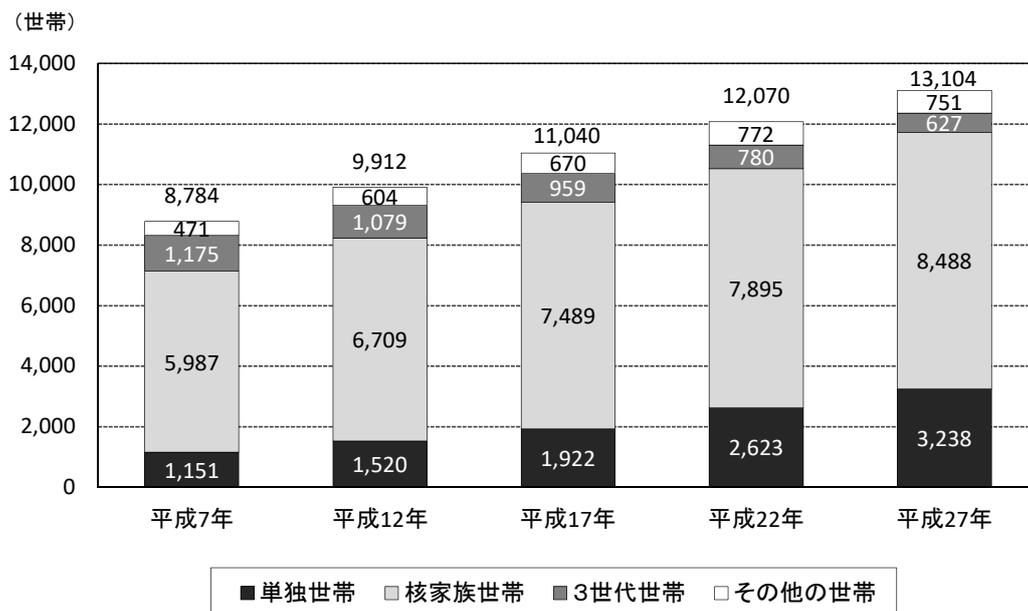


【資料】住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### ② 世帯類型の推移

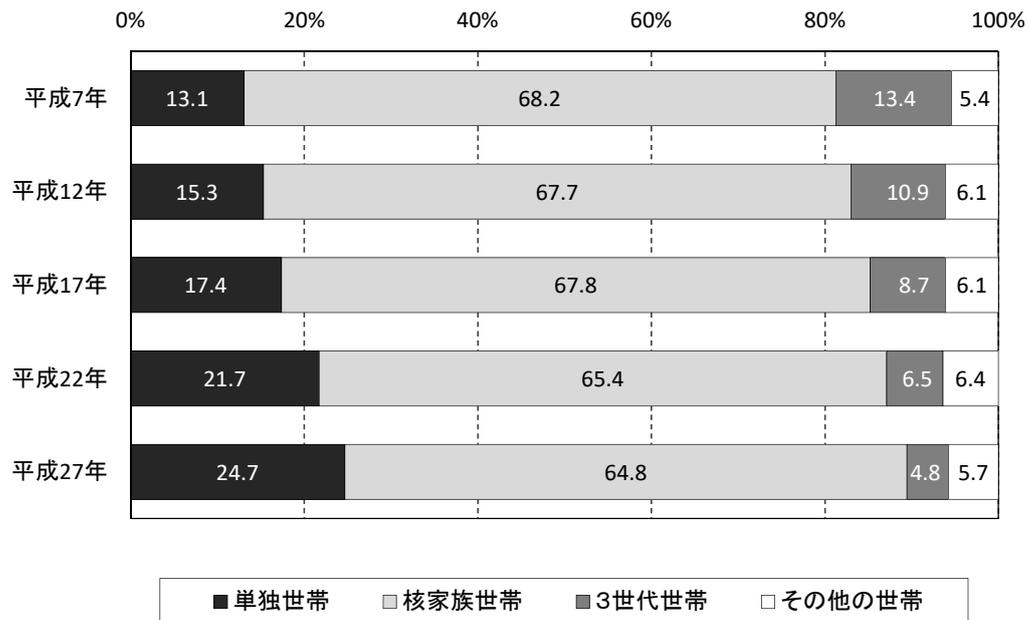
国勢調査によると、平成27年の一般世帯数は13,104世帯で、核家族世帯が8,488世帯、単独世帯が3,238世帯、3世代世帯が627世帯となっています。構成割合の推移をみると、単独世帯が増加しており、核家族世帯、3世代世帯は減少しています。

#### ■ 類型別世帯数



【資料】国勢調査

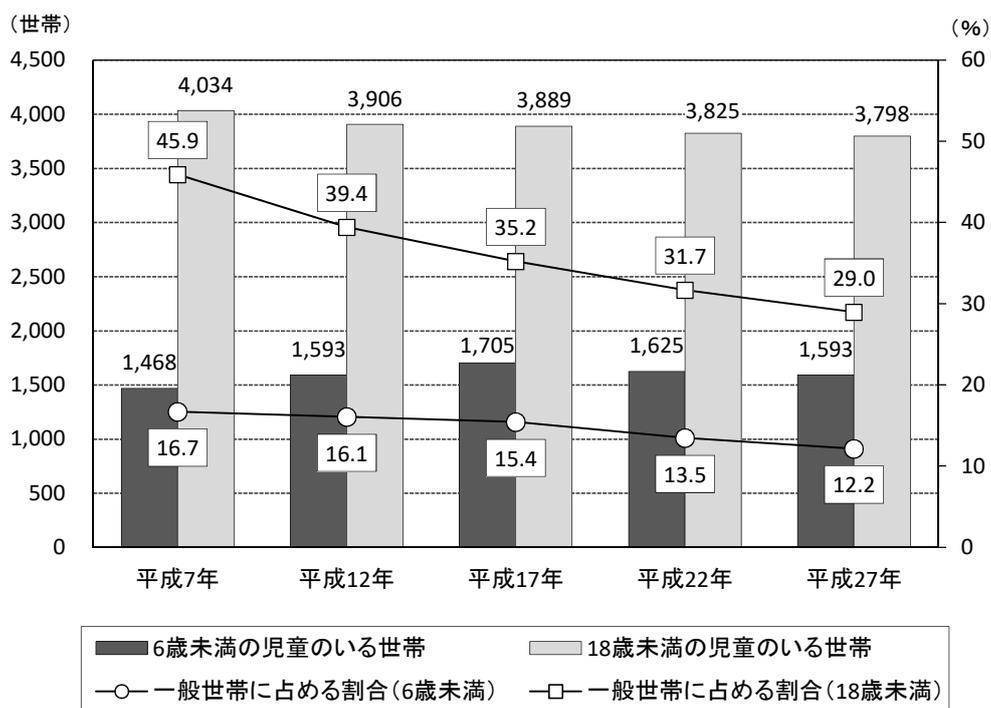
■世帯類型別構成割合



【資料】国勢調査

③子どものいる世帯数の推移

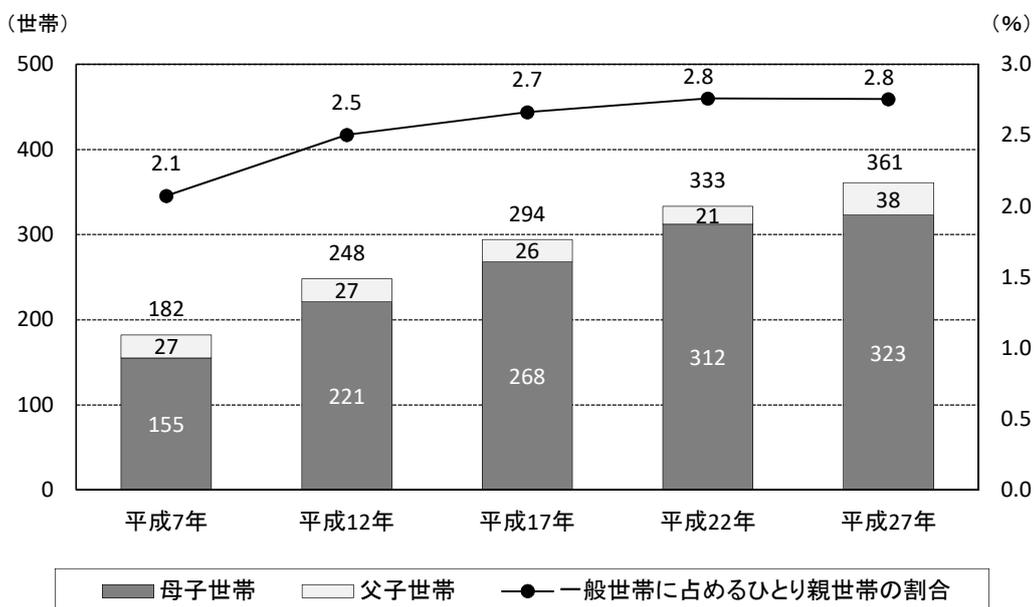
18歳未満の児童のいる世帯数は、平成7年から平成27年にかけて減少傾向となっており、平成27年で3,798世帯となっています。6歳未満の児童のいる世帯数は、平成17年をピークに減少傾向に転じており、平成27年は1,593世帯となっています。一般世帯に占める割合をみると、18歳未満の児童のいる世帯、6歳未満の児童のいる世帯ともに減少傾向にあります。



【資料】国勢調査

#### ④ひとり親世帯数の推移

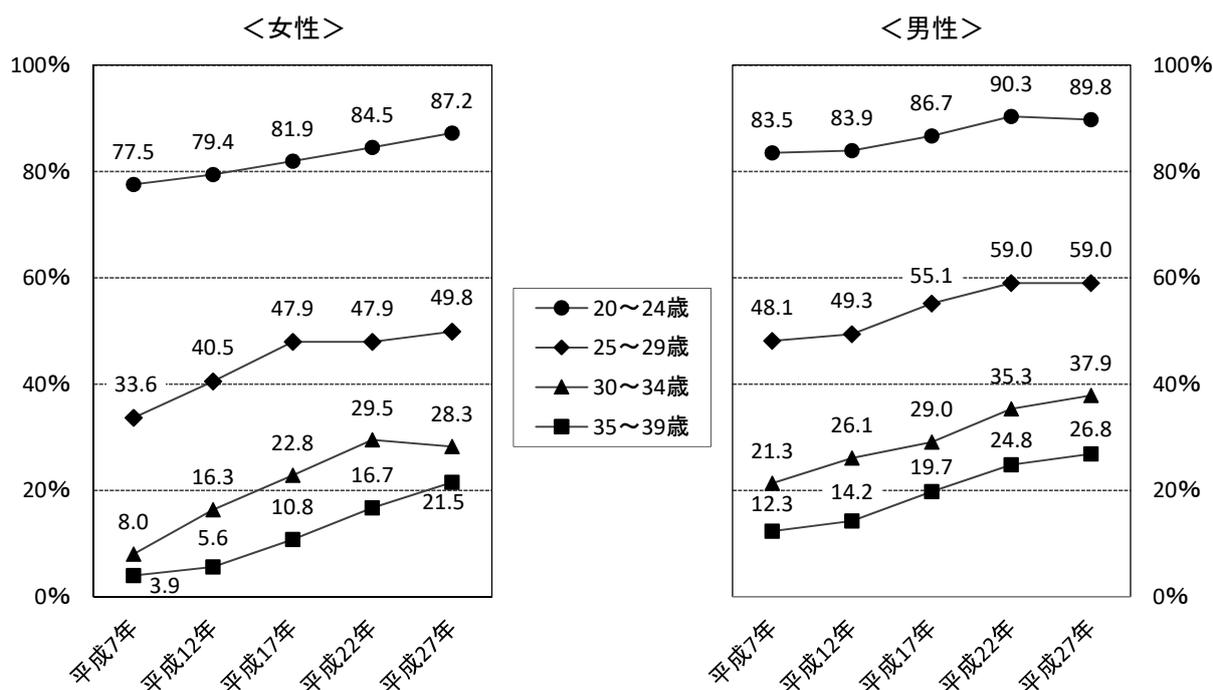
母子世帯、父子世帯は年々増加傾向にあり、平成27年では、母子世帯323世帯、父子世帯38世帯となっています。一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は、わずかながら増加傾向にあり、平成27年では2.8%となっています。



【資料】国勢調査

#### (4) 未婚率の状況

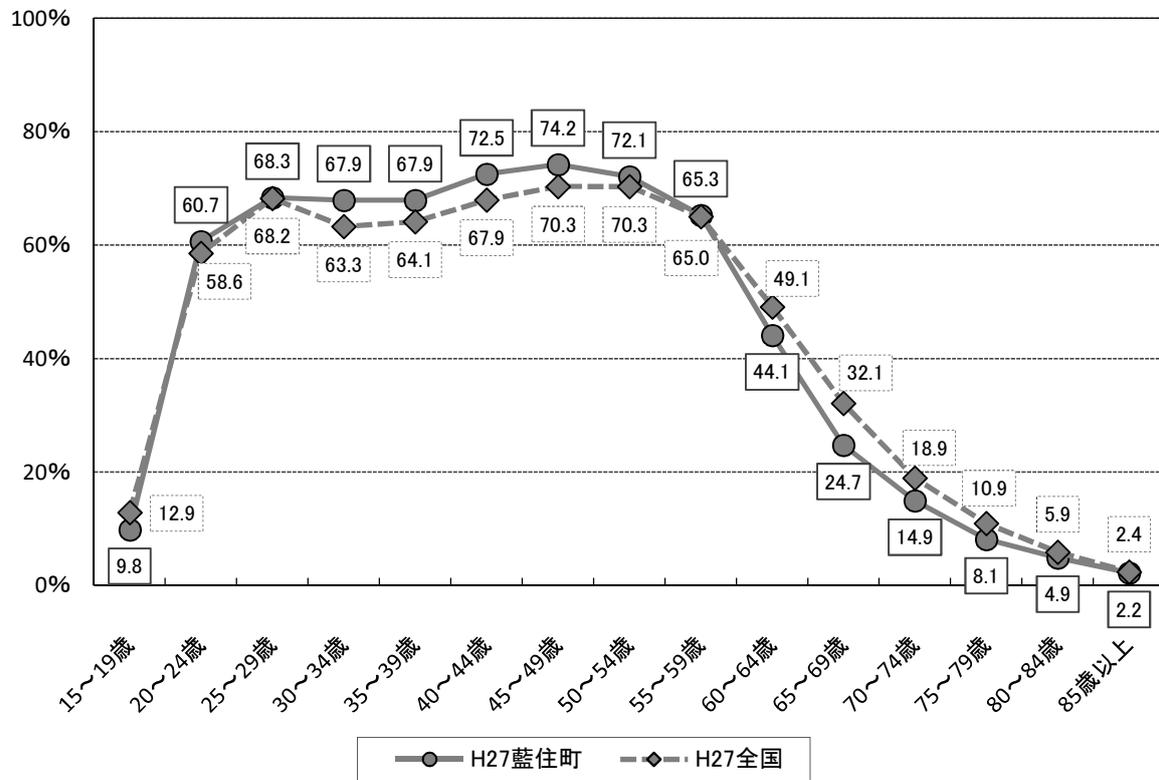
20代、30代の未婚率（離婚した人は含まない）をみると、平成7年から平成27年にかけて、男女ともすべての年代で増加傾向にあります。特に、男女とも30代の未婚率が大きく上昇しており、晩婚化・非婚化の傾向がみてとれます。



【資料】国勢調査

### (5) 女性の就労状況

女性の就業率についてみると、全国平均では30歳代で低くなるM字カーブになっているのに対し、本町では30～34歳、35歳～39歳がともに67.9%と全国平均より高くなっており、M字カーブも緩やかになっています。

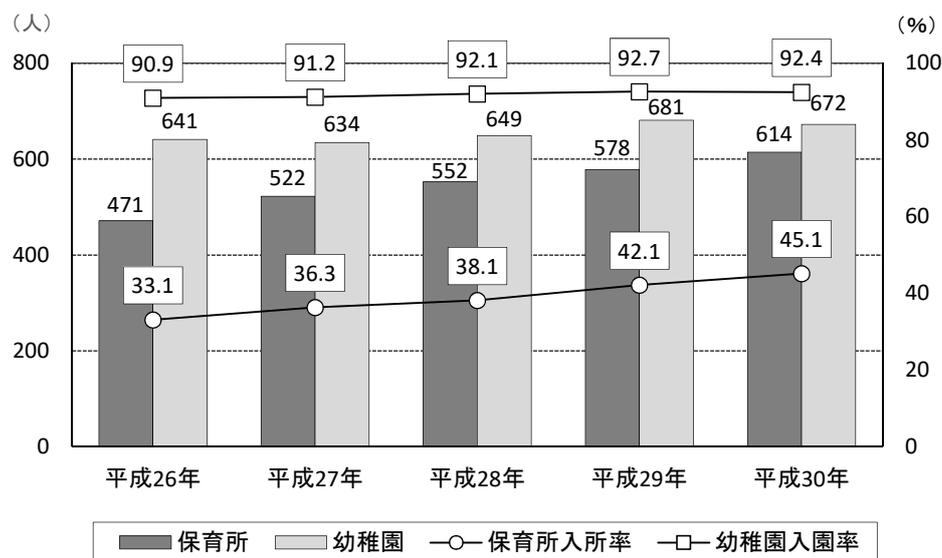


【資料】国勢調査

## (6) 保育所・幼稚園の入所(園)児童数の推移

本町の保育所の入所児童数の状況についてみると、平成26年から平成30年にかけて増加しており、平成30年では614人となっています。また、0～3歳人口に対する保育所入所率も増加傾向にあります。

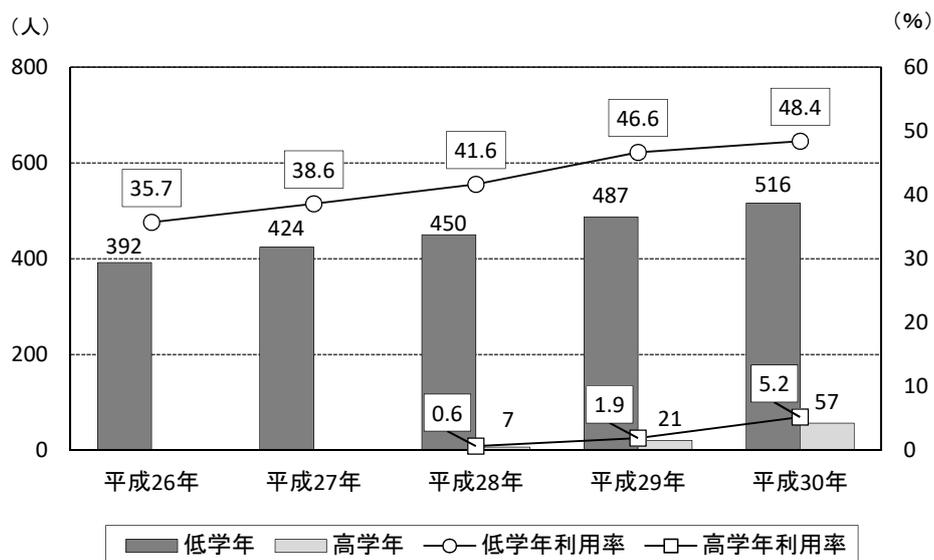
幼稚園については、入園児童数については増加傾向にあり、平成30年では672人となっていますが、4・5歳人口に対する入園率は平成29年をピークにやや減少しています。



【資料】福祉課・教育委員会（各年4月1日現在）

## (7) 放課後児童クラブ利用者数の推移

本町の放課後児童クラブの利用者数の状況についてみると、低学年については平成26年から平成30年にかけて増加しており、平成30年は516人となっています。高学年については、平成28年から段階的に受け入れており、受け入れクラブ数の増加に伴い利用者数も年々増加しています。また、対象年齢人口に対する利用率も、低学年・高学年ともに増加しています。



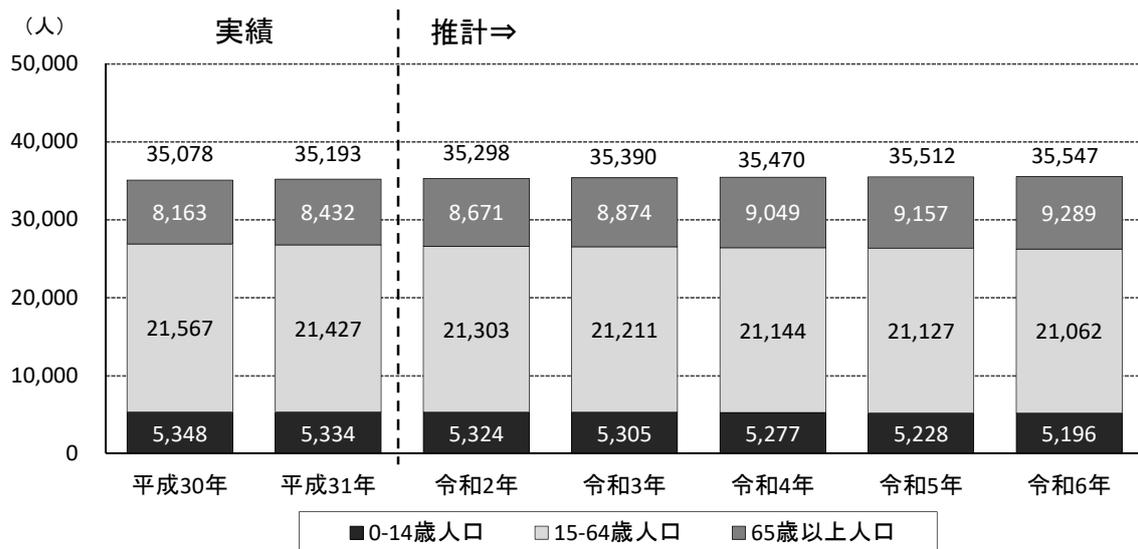
【資料】福祉課（各年4月1日現在）

## 2 将来推計人口の状況

### (1) 年齢3区分別人口の推計値

本町の年齢3区分別人口の推計値についてみると、総人口はわずかではあります、年々増加傾向にあり、令和6年では、35,547人になると予測されます。

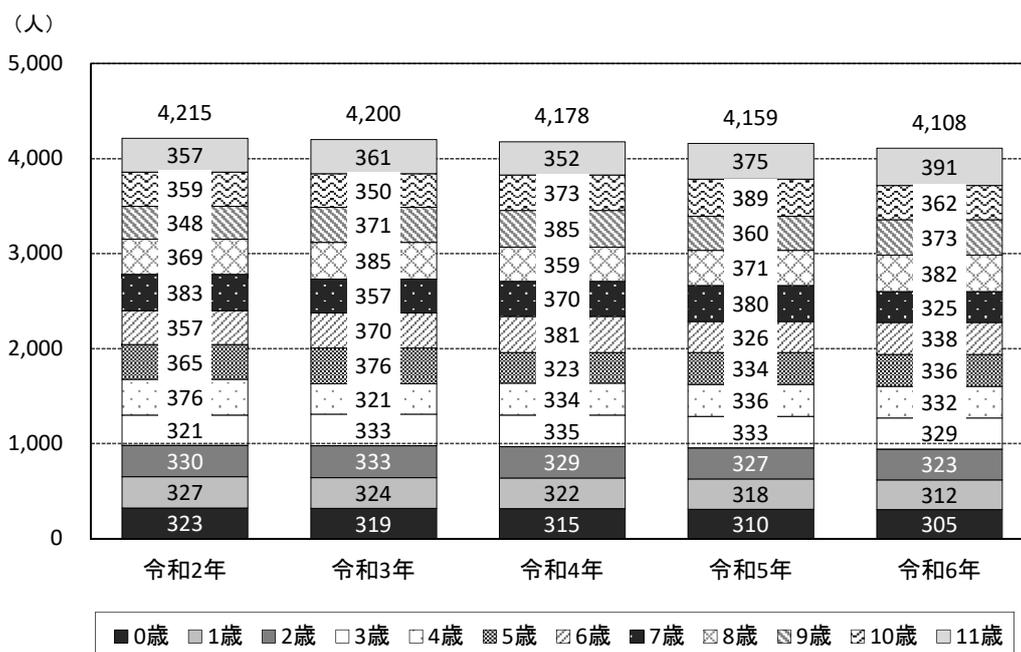
また、0～14歳人口と15～64歳人口は減少傾向となっており、65歳以上人口は増加傾向にあります。



【資料】住民基本台帳（各年4月1日現在）  
推計値はコーホート変化率法より推計

### (2) 0歳～11歳人口の推計値

本町の0～11歳人口の推計値についてみると、令和2年から令和6年にかけて、わずかながら減少傾向となっています。



### 3 子ども・子育てに関するアンケート調査結果の概要

---

#### (1) 調査の概要

保護者の教育・保育・子育て支援に関するサービスの利用状況や希望を把握し、本計画に反映するためアンケート調査を実施しました。

■調査の対象：就学前児童の保護者  
小学生児童の保護者

■調査期間：平成31年1月10日～1月25日

■調査方法：就学前児童の保護者…保育所（園）、幼稚園において配布・回収  
小学生児童の保護者…郵送による配布・回収

#### ■回収率

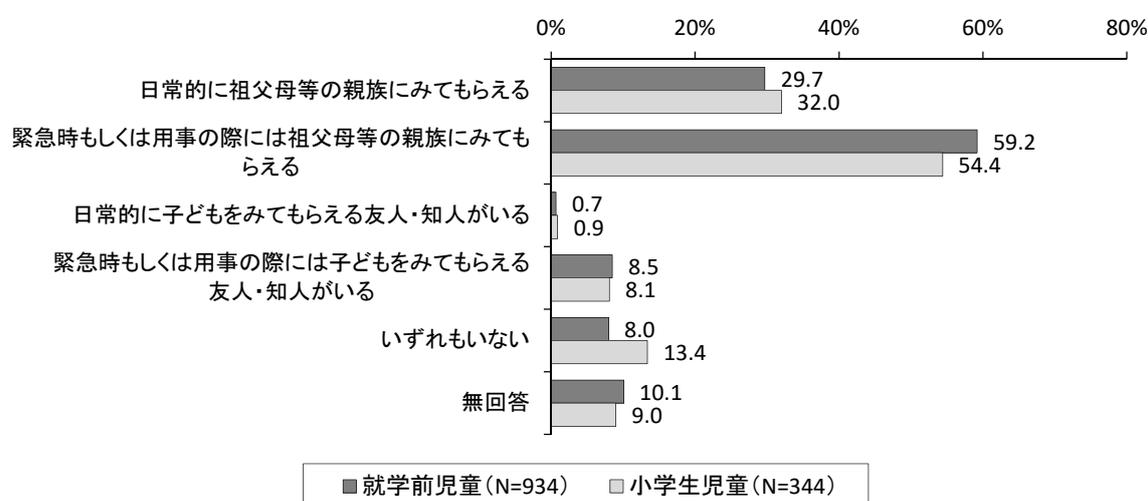
調査票	配布数	回収数	回収率
就学前児童	1,300	934	71.8%
小学生児童	700	344	49.1%
合計	2,000	1,278	63.9%

## (2) 結果の概要

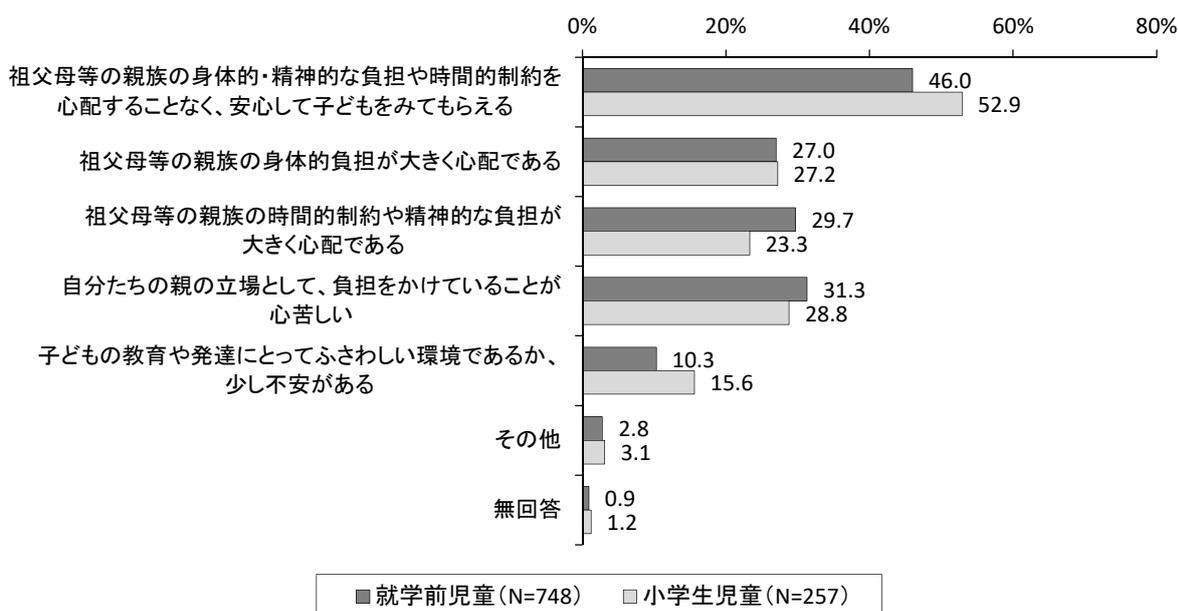
### ①子どもをみてもらえる親族・知人について

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で59.2%、小学生児童で54.4%とそれぞれ最も多くなっています。そのうち「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が就学前児童で46.0%、小学生児童で52.9%とそれぞれ最も多くなっています。一方で、就学前児童、小学生児童ともに約1割が日頃、子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」と回答しています。

#### ■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無



#### ■親族に子どもをみてもらっている状況

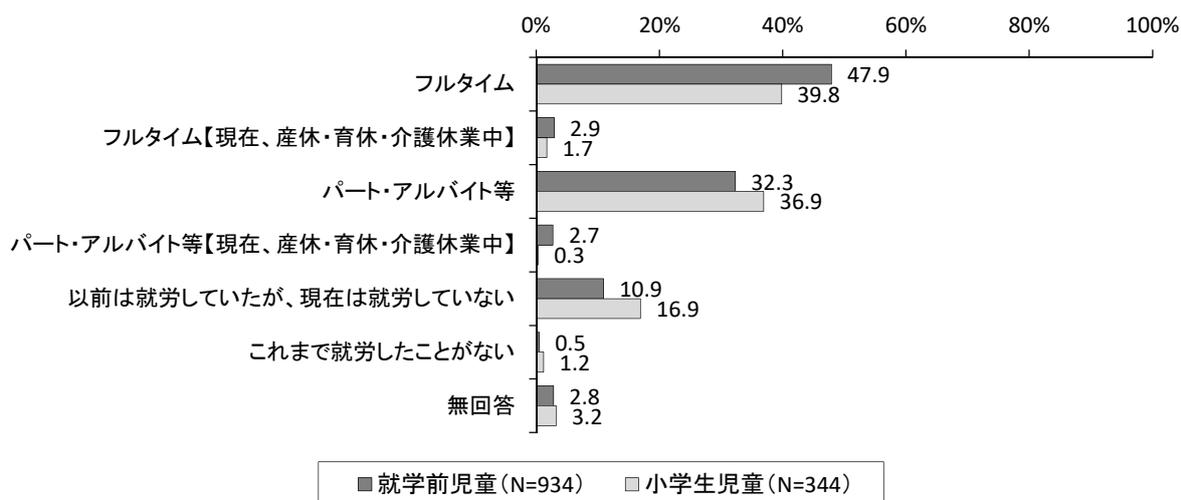


## ②保護者の就労状況について

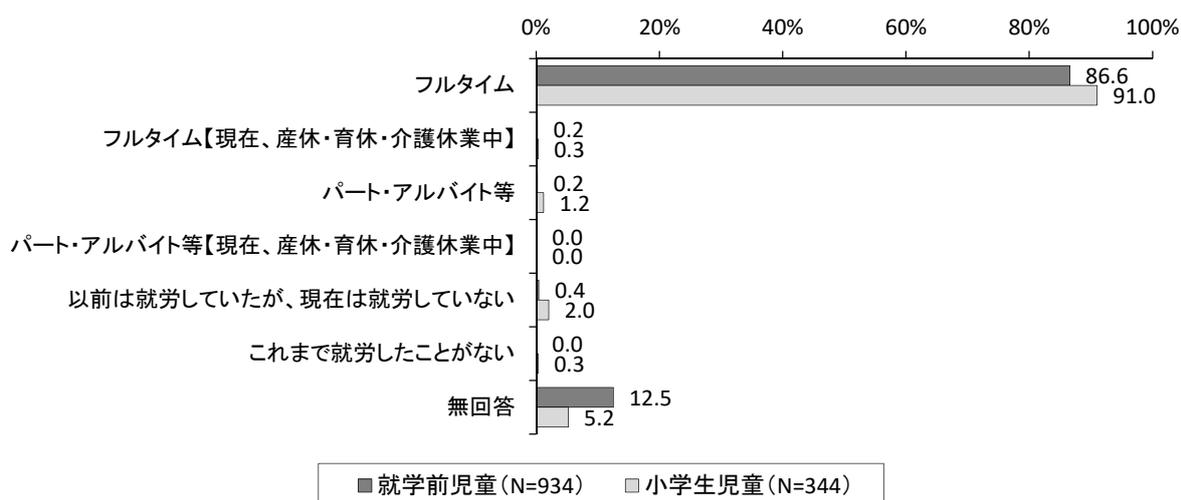
母親の就労状況については、「フルタイム（産休等を含む）」が最も多く、就学前児童で50.8%、小学生児童で41.5%となっています。次いで「パート・アルバイト等（産休等を含む）」が多く、就学前児童で35.0%、小学生児童で37.2%となっています。

父親の就労状況については、就学前児童、小学生児童ともに「フルタイム（産休等を含む）」が9割を占め最も多くなっています。

### ■母親



### ■父親

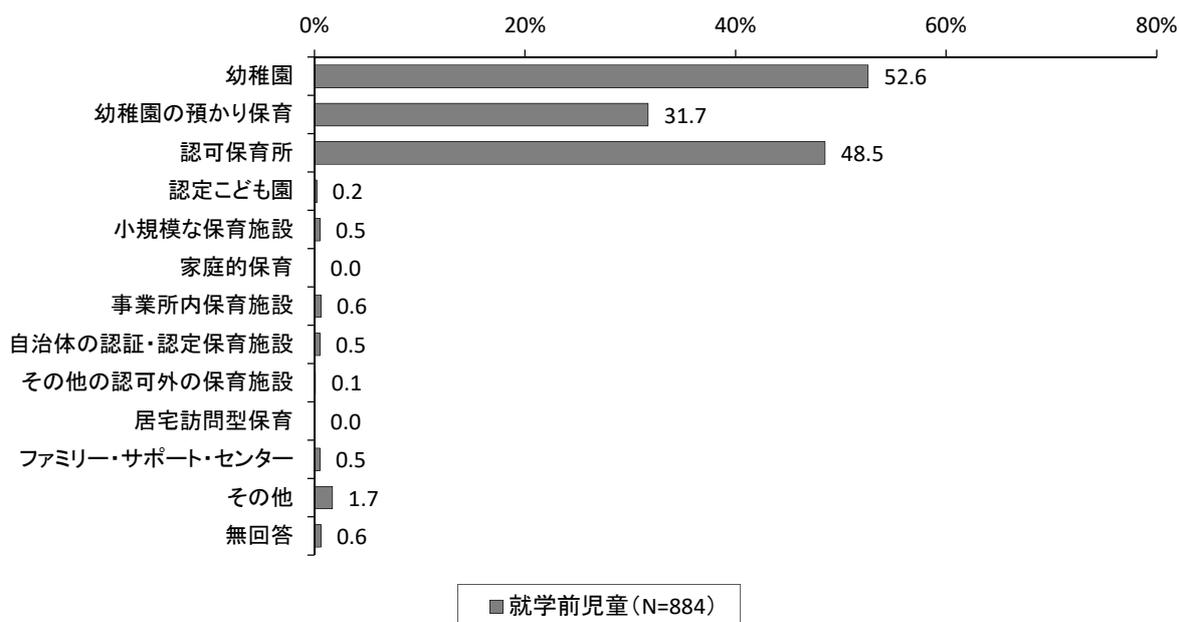


### ③平日の定期的な教育・保育事業の利用について

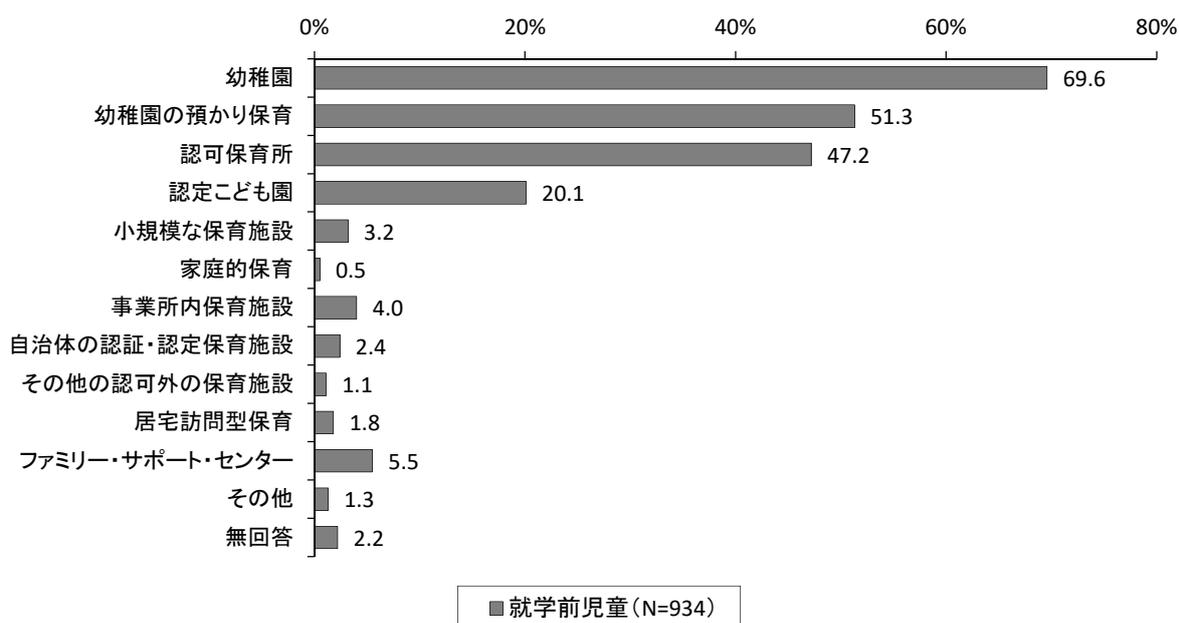
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「幼稚園」が52.6%で最も多く、次いで「認可保育所」が48.5%、「幼稚園の預かり保育」が31.7%となっています。

また、今後、平日に定期的にご利用したい教育・保育事業については、「幼稚園」が69.6%で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が51.3%、「認可保育所」が47.2%となっています。

#### ■現在、平日に利用している教育・保育事業

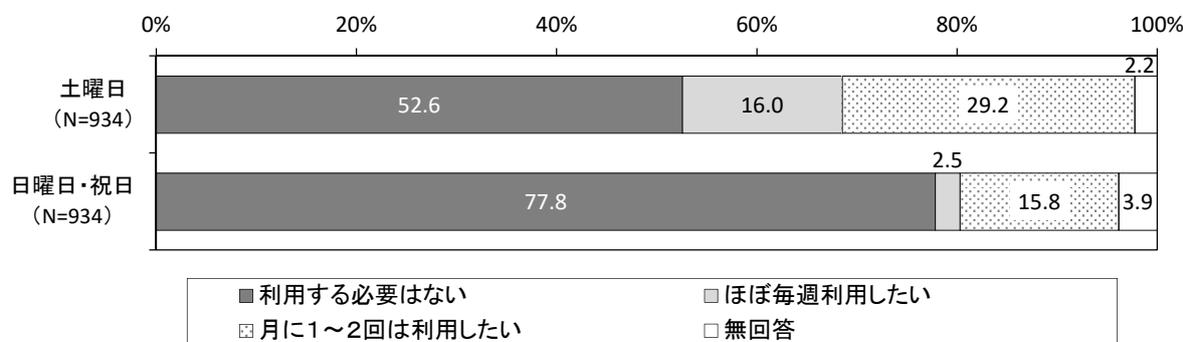


#### ■今後、平日にご利用したい教育・保育事業



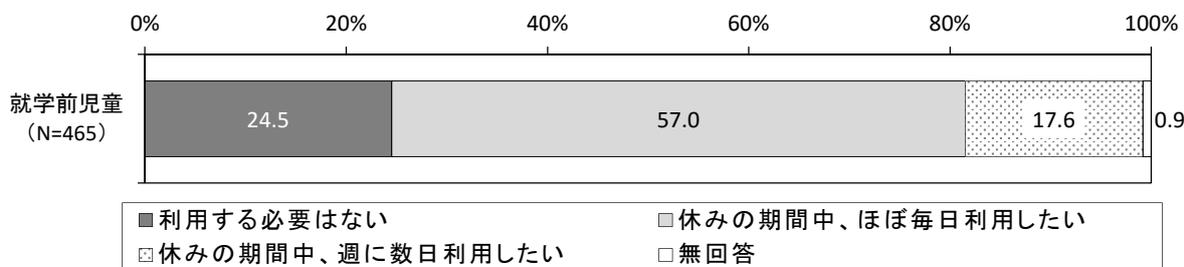
#### ④土曜日・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望について

土曜日や日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「ほぼ毎週利用したい」が土曜日では16.0%、日曜日・祝日では2.5%、「月に1～2回は利用したい」が土曜日では29.2%、日曜日・祝日では15.8%となっています。日曜日・祝日に比べ、土曜日の利用希望が高くなっています。



#### ⑤長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について

長期休暇中の教育・保育事業の利用希望は、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が57.0%と最も多く、次いで「利用する必要はない」が24.5%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が17.6%となっています。長期休暇中、毎日、又は週に数日利用したい人は、全体の7割以上を占めています。

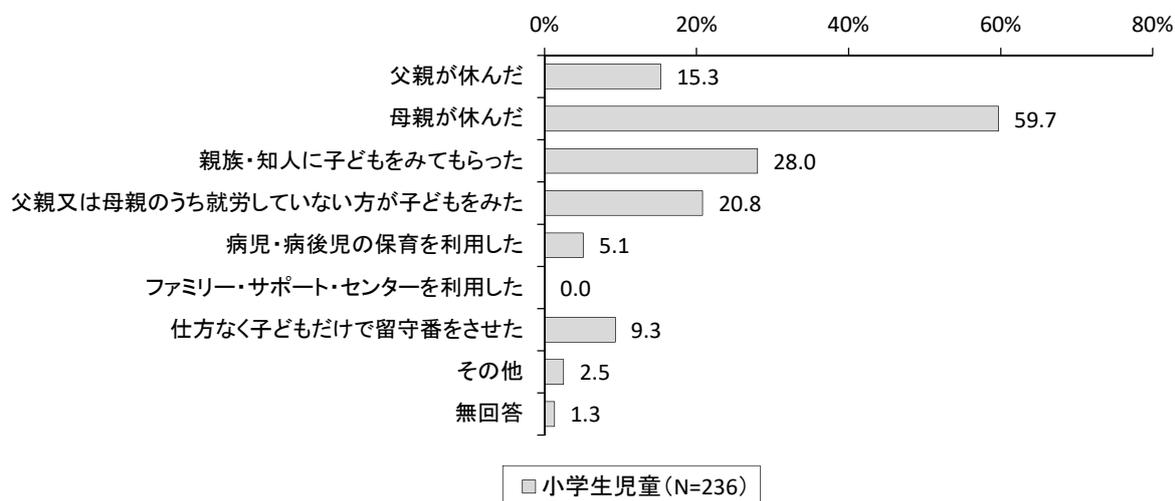
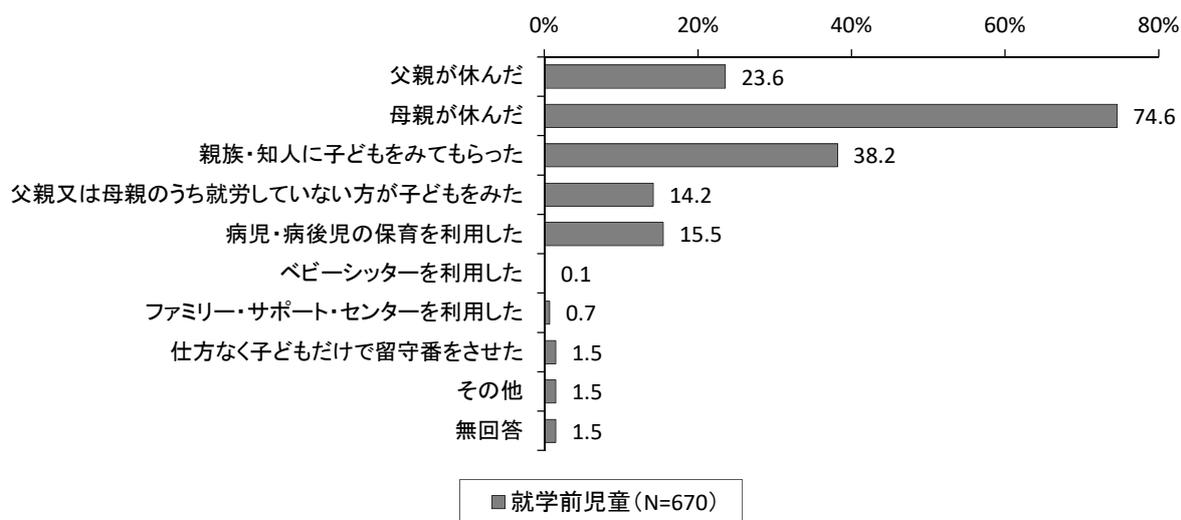


#### ⑥病気の際の対応について

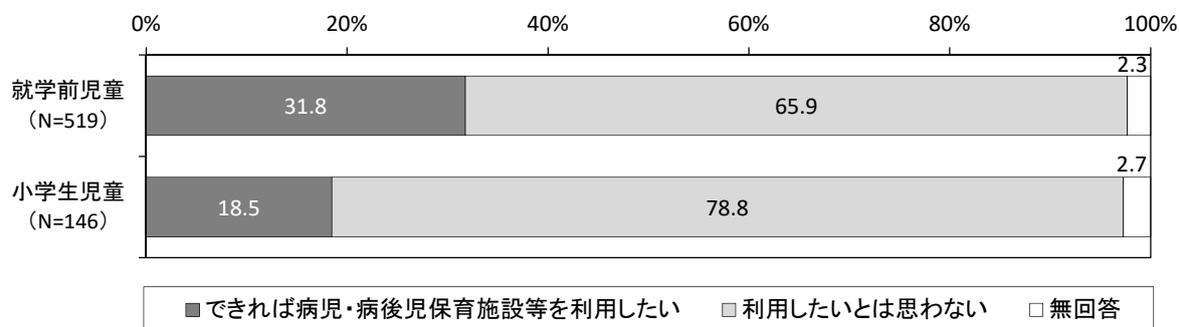
子どもが病気や怪我で普段利用している教育・保育事業が利用できなかったときの対処方法については、「母親が休んだ」が最も多く、就学前児童で74.6%、小学生児童で59.7%となっています。次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が、就学前児童で38.2%、小学生児童で28.0%となっています。

また、病児・病後児保育事業の利用希望については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が、就学前児童で31.8%、小学生児童で18.5%となっています。

■病気の際の対応

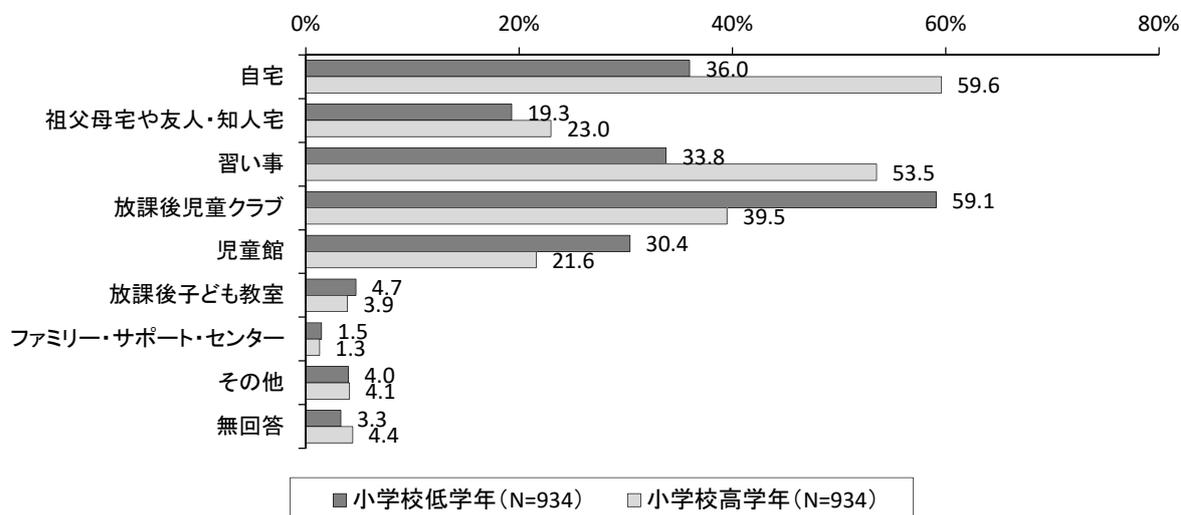


■病児・病後児保育事業の利用希望



### ⑦放課後の過ごし方について

就学前児童の保護者の、放課後どのような場所で過ごさせたいかについては、小学校低学年では、「放課後児童クラブ」が最も多く59.1%で、次いで「自宅」が36.0%、「習い事」が33.8%となっています。小学校高学年では、「自宅」が最も多く59.6%で、次いで「習い事」が53.5%、「放課後児童クラブ」が39.5%となっています。

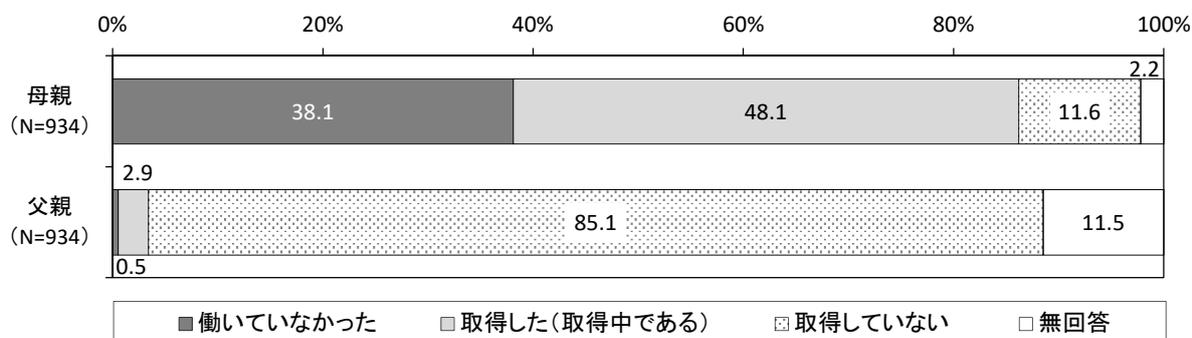


### ⑧育児休業等、職場の両立支援制度について

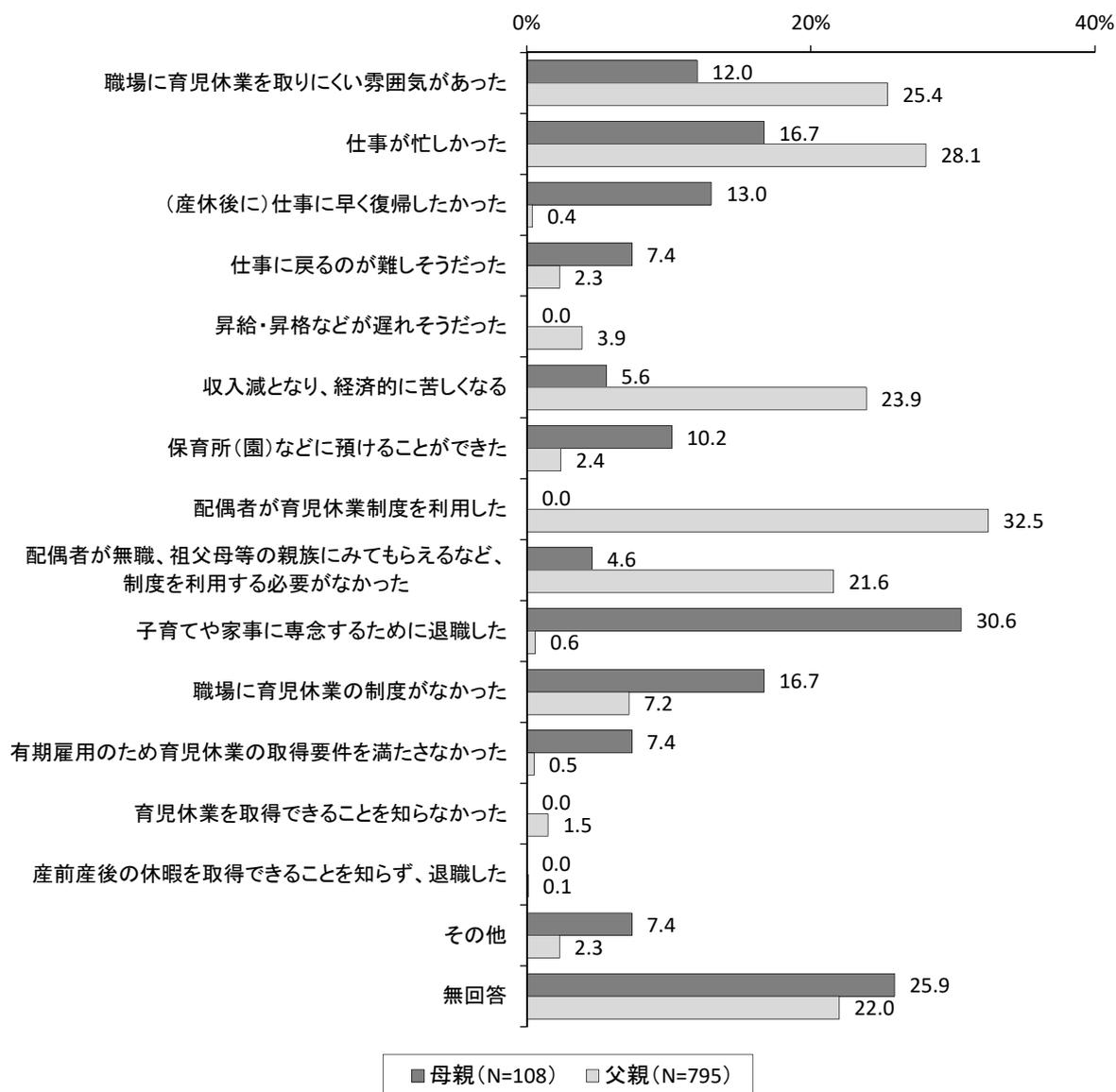
育児休業の取得状況については、母親では「取得した(取得中である)」が最も多く48.1%で、次いで「働いていなかった」が38.1%、「取得していない」が11.6%となっています。父親では「取得していない」が9割近くを占めており、「取得した(取得中である)」は2.9%となっています。

育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」が30.6%と最も多く、次いで「仕事が忙しかった」と「職場に育児休業の制度がなかった」が16.7%となっています。父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が32.5%と最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が28.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が25.4%となっています。

#### ■育児休業の取得状況

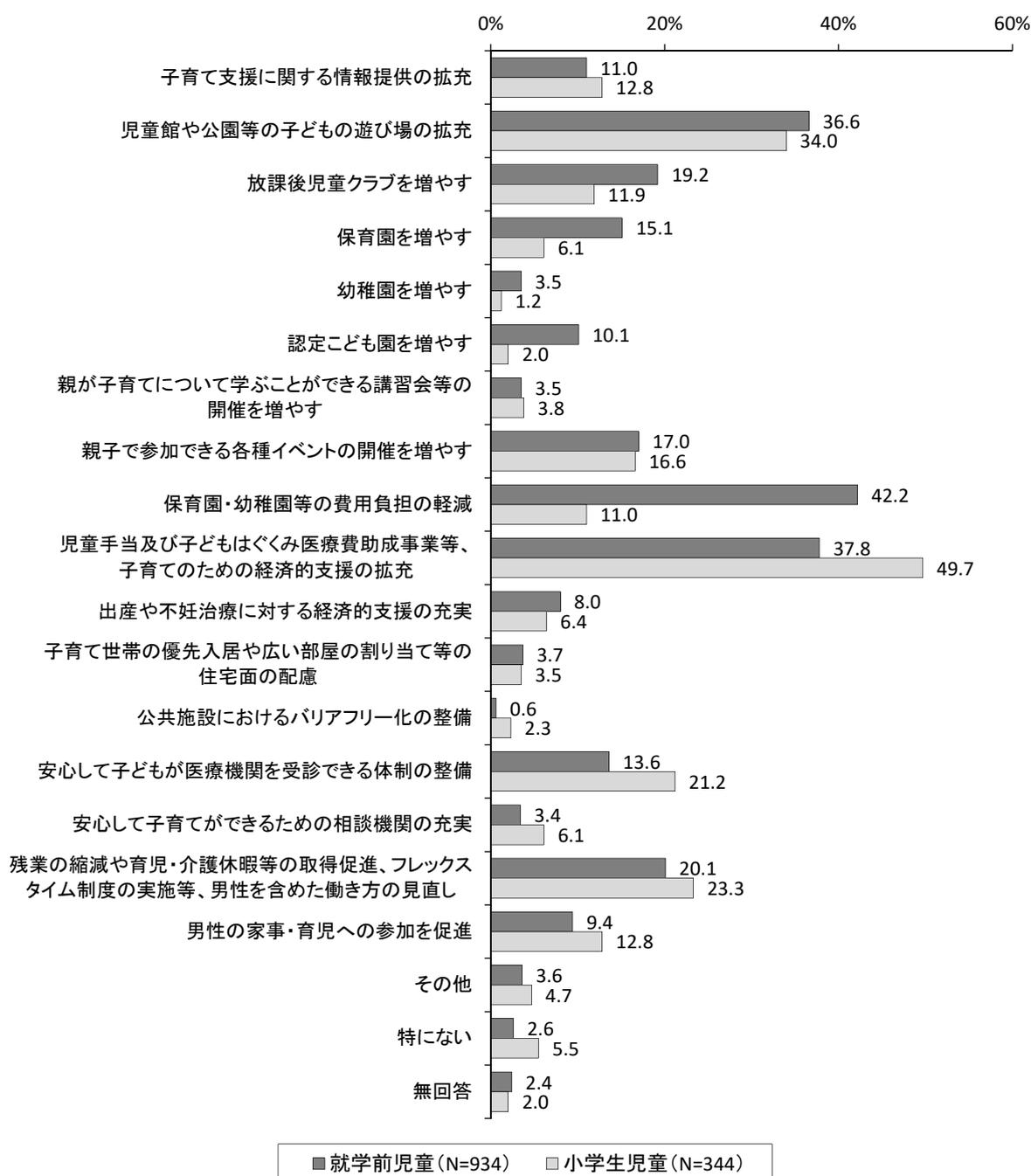


■育児休業を取得していない理由



## ⑨子育て支援について

子育て支援をするために充実してほしいと期待することについては、就学前児童では、「保育園・幼稚園等の費用負担の軽減」が最も多く42.2%となっています。次いで、「児童手当及び子どもはぐくみ医療費助成事業等、子育てのための経済的支援の拡充」が37.8%、「児童館や公園等の子どもの遊び場の拡充」が36.6%となっています。小学生児童では、「児童手当及び子どもはぐくみ医療費助成事業等、子育てのための経済的支援の拡充」が49.7%と最も多く、次いで「児童館や公園等の子どもの遊び場の拡充」が34.0%、「残業の縮減や育児・介護休暇等の取得促進、フレックスタイム制度の実施等、男性を含めた働き方の見直し」が23.3%となっています。



## 4 子どもの生活に関するアンケート調査結果の概要

### (1) 調査の概要

子どもの生活実態や家庭の状況を含めた子育て世帯の生活環境や経済状況を把握し、子育て支援策の充実を図るため、アンケート調査を実施しました。

■調査の対象：藍住町立小学校に在籍する小学1年生の保護者、小学5年生とその保護者  
 中学2年生とその保護者、藍住町に居住する児童扶養手当受給世帯

■調査期間：平成31年1月10日～1月25日

### ■調査方法

	調査対象	調査方法
小学1年生	保護者	学校を通じて配布・回収
小学5年生	保護者	
	生徒	
中学2年生	保護者	
	生徒	
児童扶養手当受給世帯	保護者	郵送による配布・回収

### ■回収率

調査票	配布数		回収数	回収率
小学1年生	保護者	399	300	75.2%
小学5年生	保護者	407	301	74.0%
	生徒	407	311	76.4%
中学2年生	保護者	355	274	77.2%
	生徒	355	292	82.3%
児童扶養手当受給世帯	保護者	431	129	29.9%
合計	保護者	1,592	1,004	63.1%
	生徒	762	603	79.1%

### ※調査結果の集計と分析方法について

この調査では、世帯の状況に応じて集計・分析を行っています。調査項目によって、保護者、学年別集計を実施しています。

## (2) 結果の概要

表記1)「生活困難世帯」と「非生活困難世帯」とは

世帯の年間収入（就労収入のほか株式配当や副収入、年金、公的な援助手当等すべての収入を含む世帯の年収から、税金等を支払った後の収入額、いわゆる「手取り額」）をもとに、世帯人数の平方根で割って調整した額（等価可処分所得）を算出し、122万円未満の世帯を「生活困難世帯」、122万円以上の世帯を「非生活困難世帯」としました。122万円は、厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」において推計された相対的貧困基準です。

表記2)「児童扶養手当受給世帯」とは

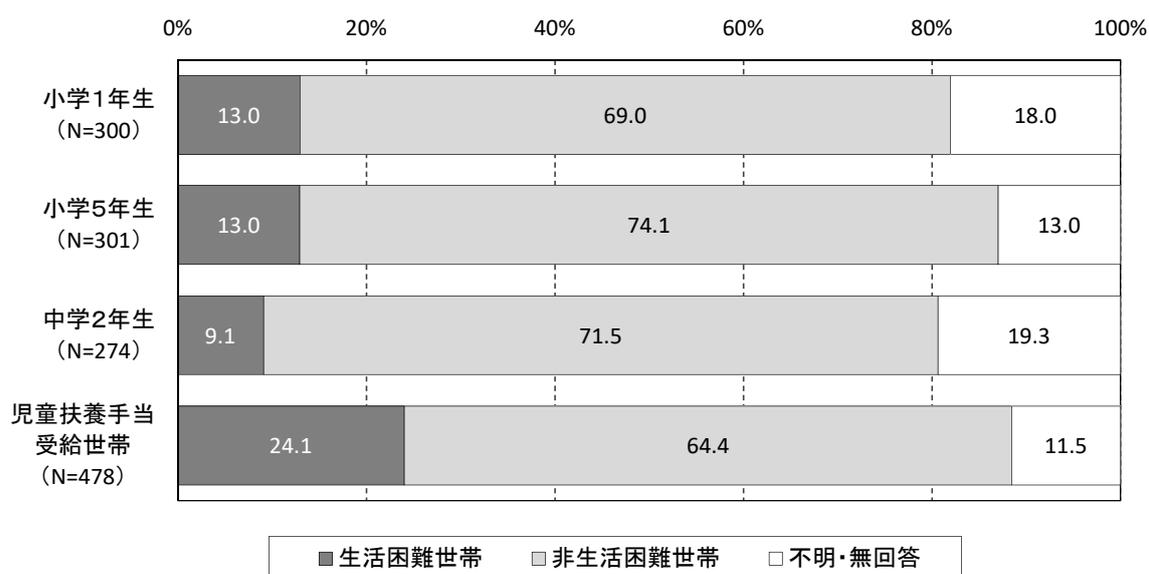
児童扶養手当は、ひとり親世帯もしくは父母にかわって児童を養育している世帯に支給されています。

「児童扶養手当受給世帯」は、経済的な支援の必要性だけでなく、世帯に特有の、暮らしや教育に関する課題があることも考えられるため、調査項目によっては「児童扶養手当受給世帯」についても集計・分析しています。なお、「児童扶養手当受給世帯」には、小学1年生、小学5年生、中学2年生の保護者調査で児童扶養手当を「現在、受けている」と回答した世帯を含めています。

### ①調査における生活困難世帯の割合

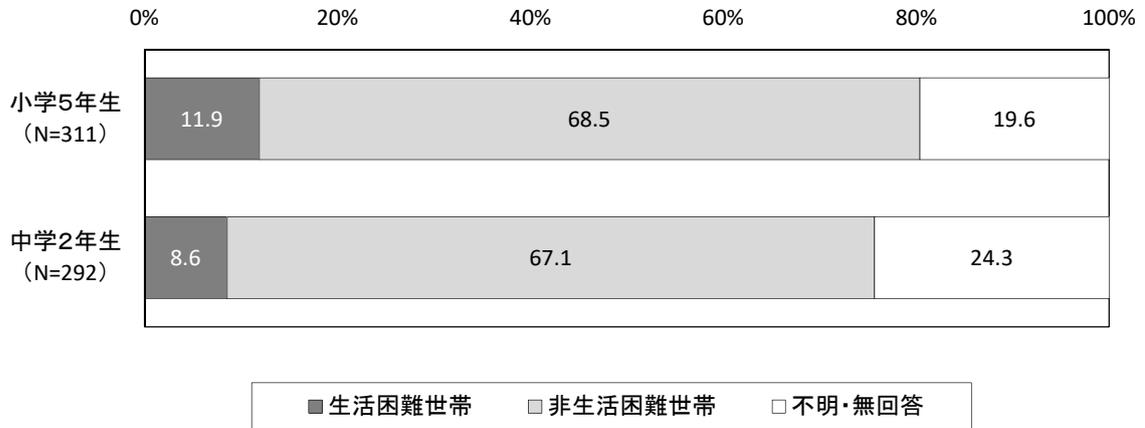
#### 【保護者】

学年、児童扶養手当受給世帯別で、生活困難世帯の割合を比較すると、保護者調査の結果では、小学1年生、小学5年生については13.0%、中学2年生は9.1%ですが、児童扶養手当受給世帯になると24.1%となっています。



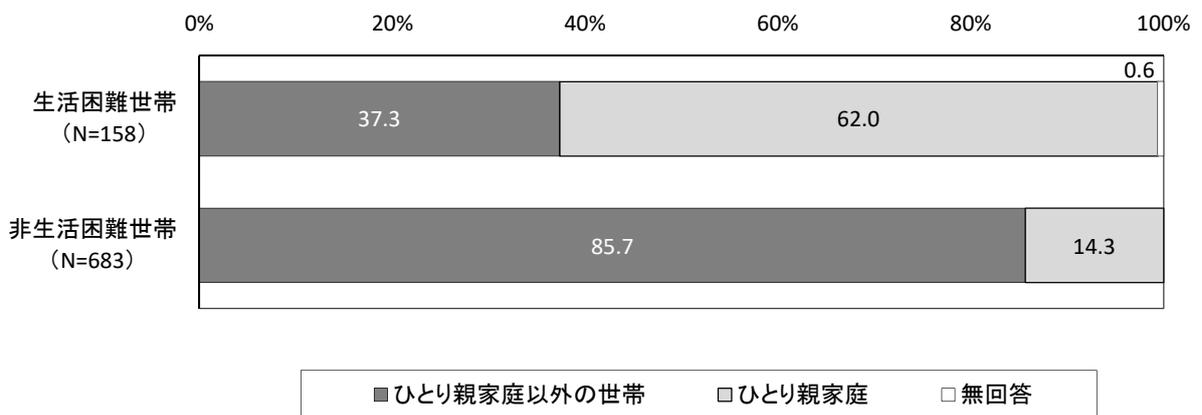
### 【生徒】

生徒調査では、小学5年生は11.9%、中学2年生は8.6%が生活困難世帯となっています。



### ②ひとり親家庭の状況

生活困難世帯のうちひとり親家庭が占める割合は62.0%であり、非生活困難世帯におけるひとり親家庭の割合の14.3%を大きく上回っています。

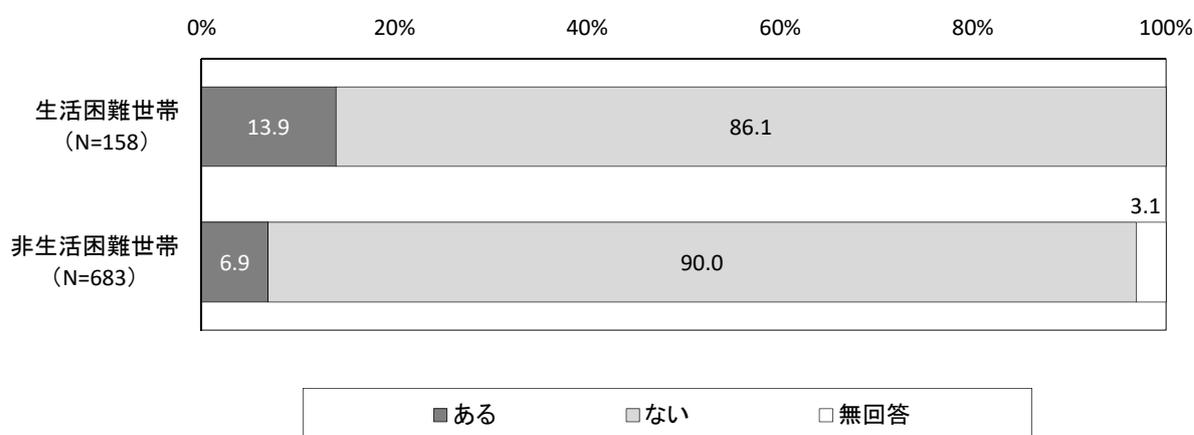


### ③医療機関の受診状況

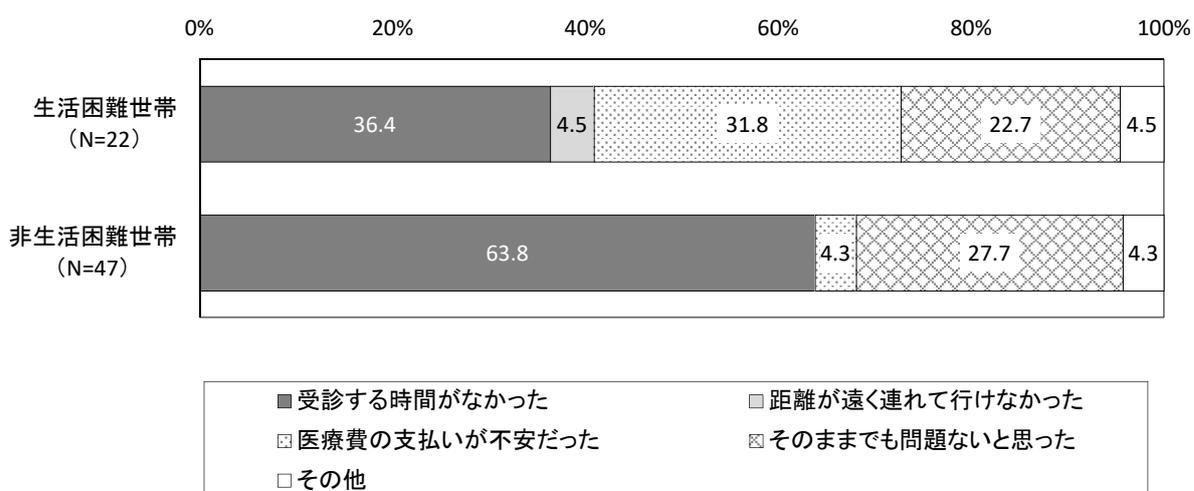
過去1年間にお子さんの病気や怪我の治療のために病院や診療所を受診した方が良かったのに、実際に受診しなかったことがあったかどうか調査した結果、「ある」と答えた結果が非生活困難世帯では6.9%に対して、生活困難世帯では13.9%であり、2倍多い結果となっています。

その理由について調査した結果では、生活困難世帯で「医療費の支払いが不安だった」が31.8%と3人に1人が経済的理由で受診できなかった状況になっています。非生活困難世帯では「受診する時間がなかった」が63.8%と最も多い理由であり、生活困難世帯でも「受診する時間がなかった」が最も多い理由となっています。

#### ■子どもの病気等の際に医療機関を受診しなかった経験



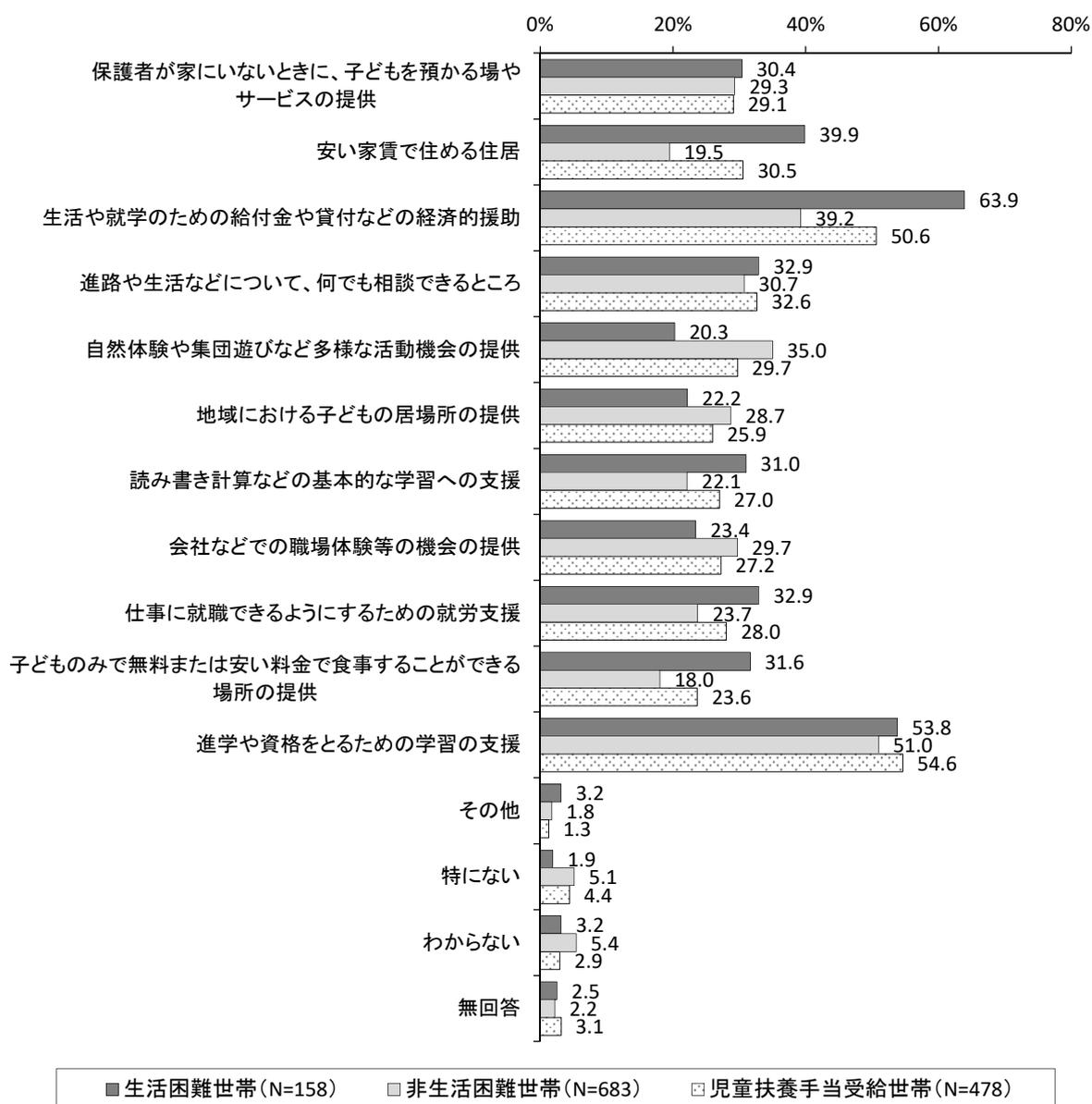
#### ■医療機関を受診しなかった理由



#### ④子どもにとって必要な支援

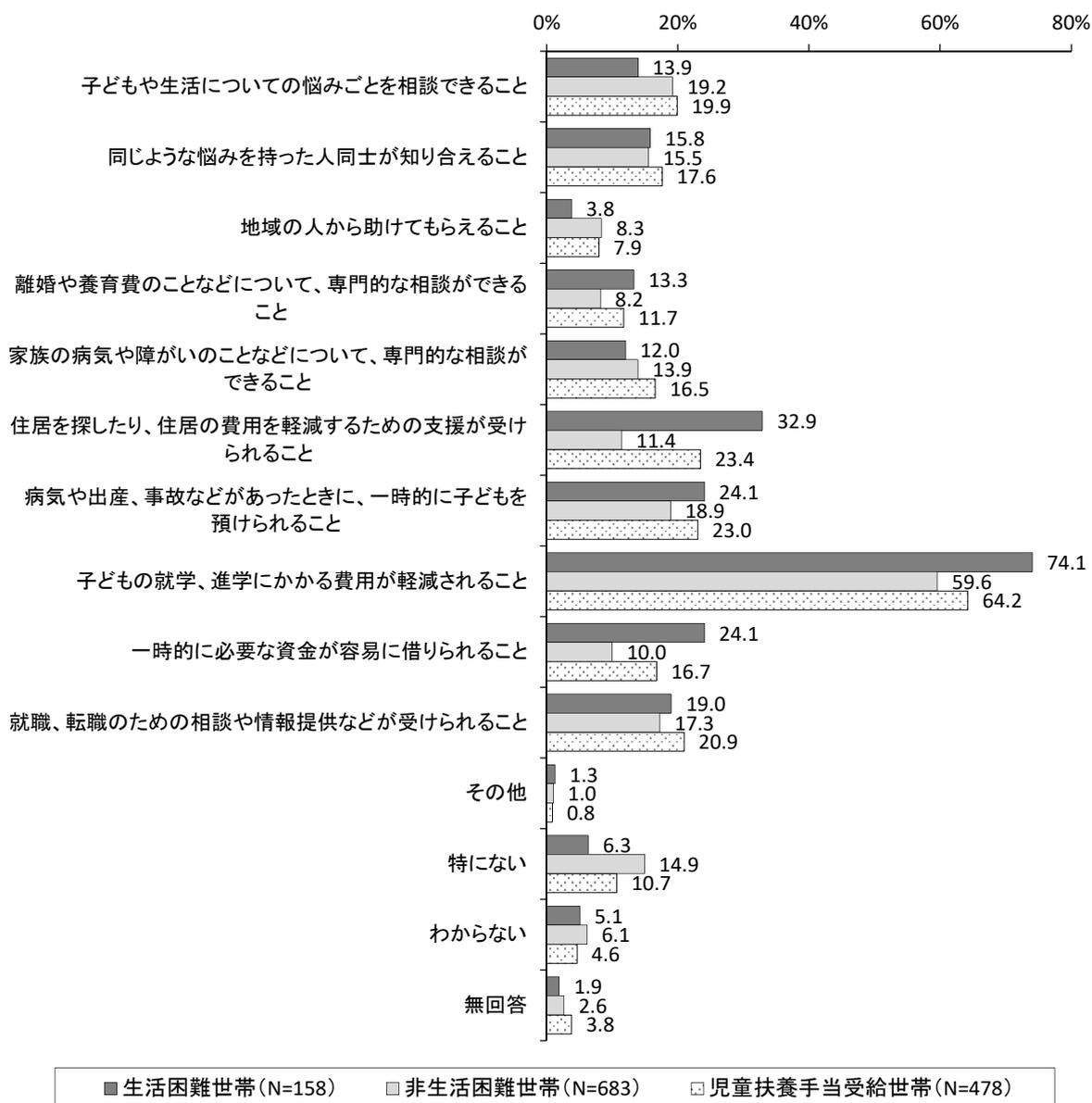
子どもにとって必要な支援については、いずれの世帯も「進学や資格をとるための学習支援」を約50%の方が必要な支援と回答しています。

生活困難世帯や児童扶養手当受給世帯では、「生活や就学のための給付金や貸付などの経済的援助」や「安い家賃で住める住居」など、経済的支援を希望する回答が多くなっています。



### ⑤保護者にとって必要・重要だと思う支援

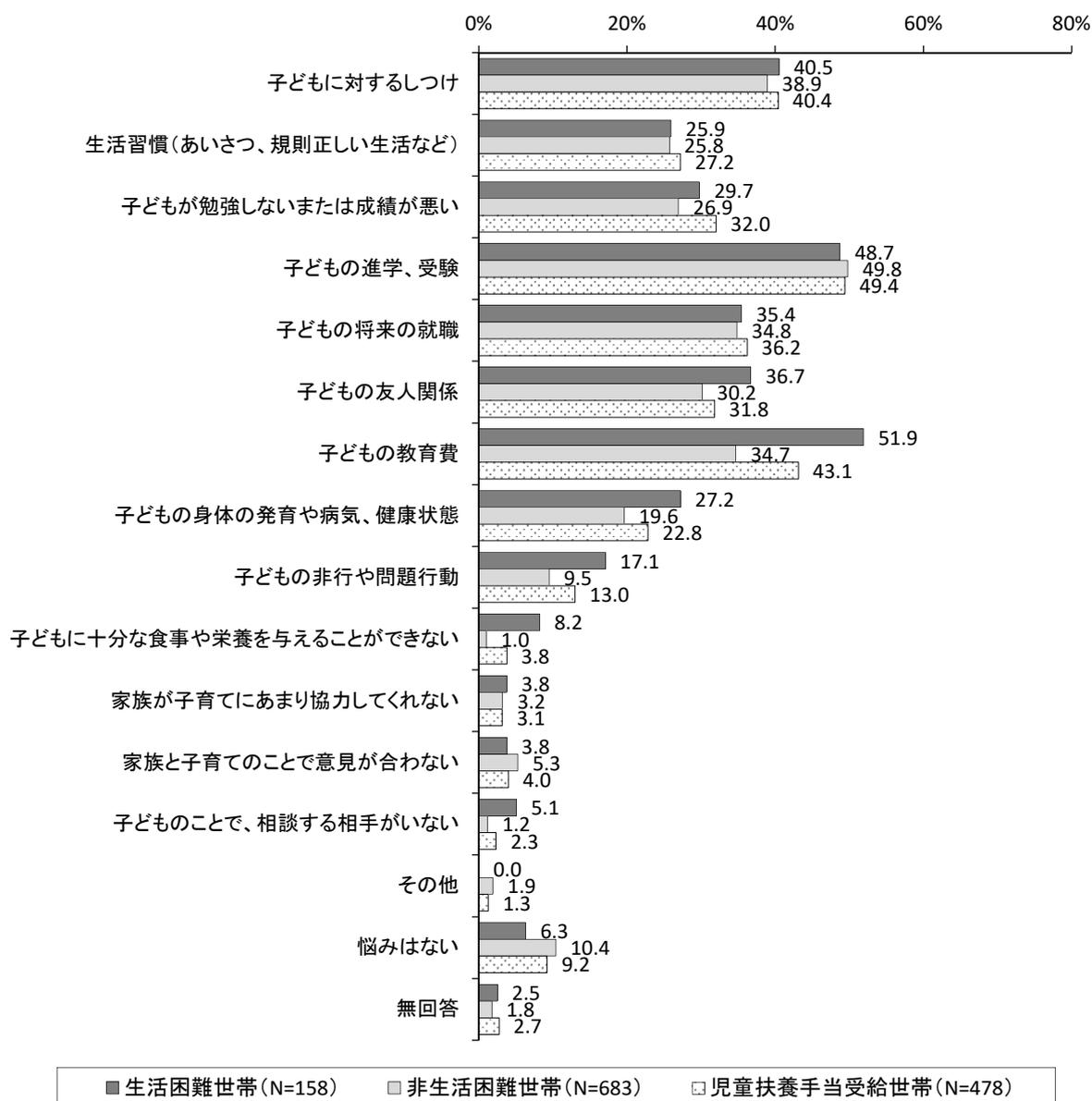
いずれの世帯も、「子どもの就学、進学にかかる費用が軽減されること」が最も多く、特に生活困難世帯では74.1%と高い割合となっています。また、生活困難世帯や児童扶養手当受給世帯では、「住居を探したり、住居の費用を軽減するための支援が受けられること」も多くなっています。



## ⑥子育ての不安や悩み

いずれの世帯でも多い回答となっているのは、「子どもの進学、受験」で約半数の方が回答しています。次に多いのは「子どもに対するしつけ」となっており、約4割の方が不安や悩みながら子育てしている状況です。

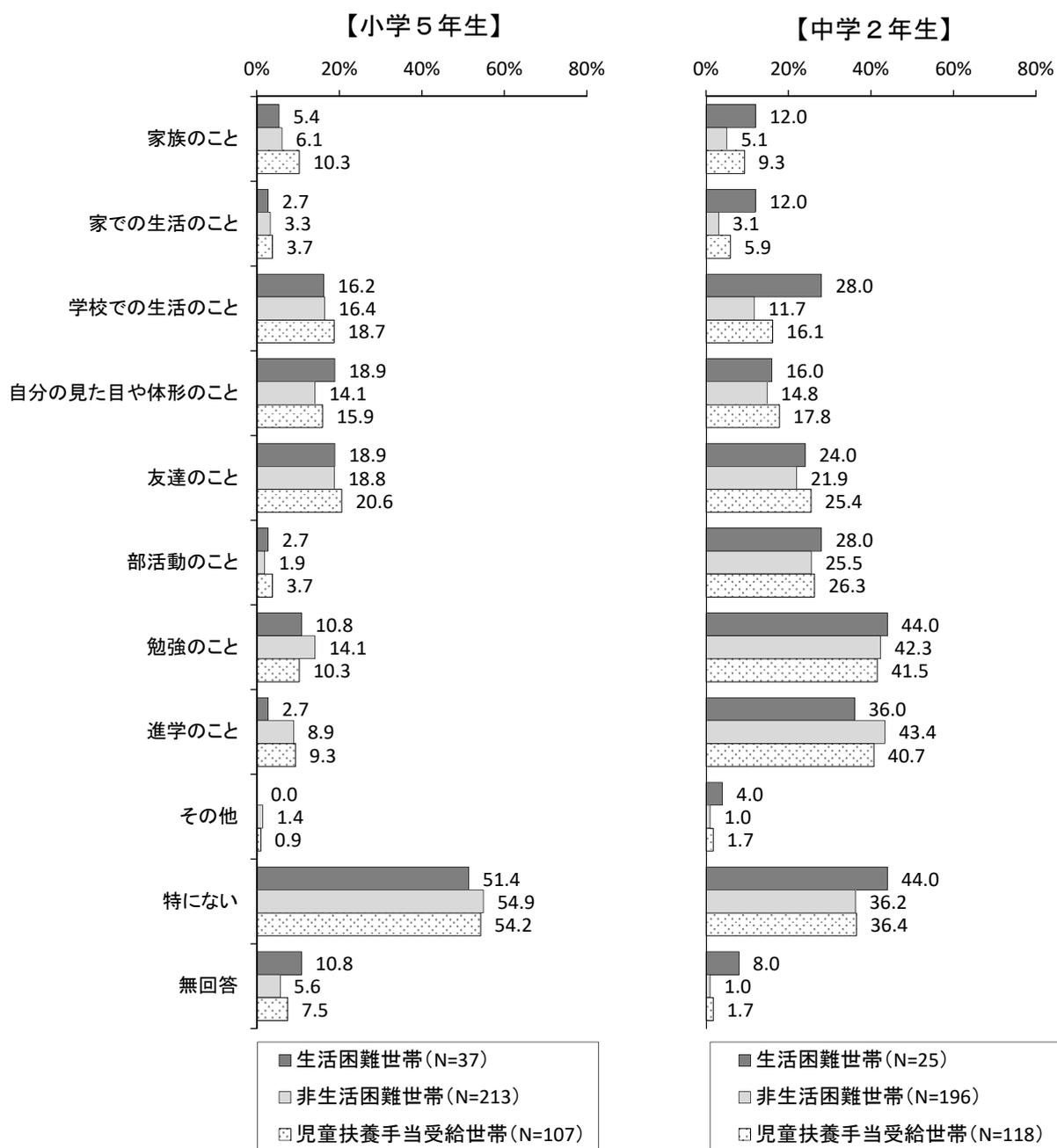
生活困難世帯、児童扶養手当受給世帯では、「子どもの教育費」についても多くなっています。



### ⑦悩みごとや相談したいことについて

小学5年生では、「特にない」が最も多く、家庭の経済状況による違いはあまりみられません。 「自分の見た目や体形のこと」は生活困難世帯でやや多くなっています。

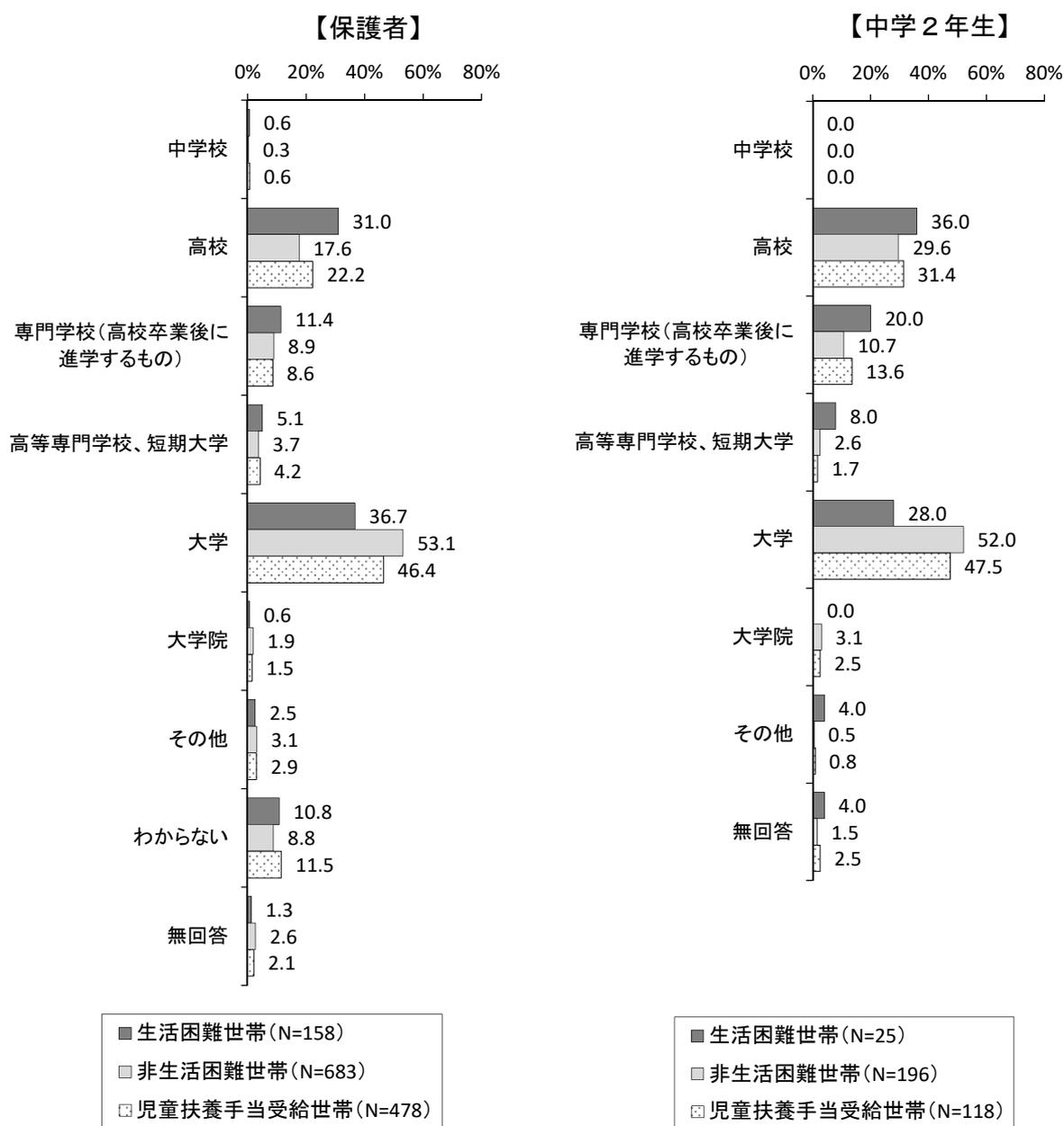
中学2年生では、「勉強のこと」や「進学のこと」が多くなっています。生活困難世帯で、「学校での生活のこと」や「家での生活のこと」が非生活困難世帯や児童扶養手当受給世帯より多くなっています。



## ⑧子どもの進学について

「進学について、どこまで希望されていますか。」の調査について、保護者の回答では、「大学」まで希望する人の割合が高くなっていますが、生活困難世帯や児童扶養手当受給世帯では全体と比べてやや低い割合となっています。一方で、それらの世帯では、「高校」までを希望する割合がやや高くなっています。

中学2年生の回答では、非生活困難世帯、児童扶養手当受給世帯では、「大学」までが最も多くなっていますが、生活困難世帯では「大学」までが少なく「高校」までが36.0%と多くなっています。



## 5 第1期計画の取組状況

### (1) 教育・保育

#### ①幼稚園

(単位：人)

	平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1号(4・5歳)	638	656	687	676

#### ②保育所

(単位：人)

	平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度
2号(3歳)	175	189	199	209
3号(1-2歳)	296	310	338	325
3号(0歳)	56	63	61	80

### (2) 地域子ども・子育て支援事業

#### ①時間外保育事業(延長保育事業)

(単位：人)

平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度
187	345	346	413

#### ②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

(単位：人)

	平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度
低学年	444	479	517	555
高学年	0	11	21	63

#### ③地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

(単位：人回)

平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3,368	4,819	4,640	3,325

#### ④一時預かり事業

(単位：人日)

	平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼稚園	98,185	107,513	83,139	94,999

	平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所	3,707	3,690	2,929	3,361
ファミリーサポートセンター事業	560	427	533	621
トワイライトステイ事業	0	0	36	0
合計	4,267	4,117	3,498	3,982

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（単位：人日）

平成 27 年	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
6	14	9	8

⑥病児・病後児保育事業（単位：人日）

	平成 27 年	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
町内	813	1,050	979	1,024
町外	111	108	133	114
ファミリー・サポート・センター事業	2	4	4	4

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（単位：人日）

	平成 27 年	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就学児	186	335	140	166

⑧利用者支援事業（単位：か所）

平成 27 年	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	1	1	1

⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）（単位：人）

平成 27 年	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
301	300	306	303

⑩養育支援訪問事業（単位：人）

平成 27 年	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
34	38	32	27

⑪妊婦健診事業（単位：人回）

平成 27 年	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
5,317	4,052	3,974	3,920

## 6 課題のまとめ

---

### (1) 教育・保育施設や機能の充実

保育所の利用者数は、年々増加しており年度途中においては、待機児童が発生しています。また、幼児教育・保育の無償化により、今後も保育所利用希望者が増加することが予想されることから、供給体制の一層の整備を検討する必要があります。

保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう、休日保育や一時・特定保育の充実を進めるほか、保育所の利用年齢の拡大や認定こども園の設置など施設の機能の充実を図る必要があります。

### (2) 地域の子育て支援の充実

地域の子育て支援の拠点として、町内には2か所の子育て支援センターを設置しています。利用者数は年によって変動していますが、核家族化の進行に伴い、子育てに不安や負担、孤立を感じている保護者が増えており、子育て支援センターの潜在的ニーズは高いと考えられます。子育て支援センターをはじめ教育・保育、子育て支援サービスについての周知・情報提供と相談・支援体制の充実を図る必要があります。

### (3) 放課後児童クラブの充実

小学生の放課後の過ごし方では、低学年では放課後児童クラブを希望する保護者が最も多く、高学年においても約4割の保護者が希望していることから、放課後子ども教室等も含めて、子どもたちが放課後に安全に過ごすことができる環境整備について検討する必要があります。

### (4) 子どもの貧困対策の推進

ひとり親家庭は年々増加傾向にあり、生活困難世帯の約6割がひとり親家庭という調査結果から、生活改善に向けて支援体制を整える取り組みが必要です。

また、教育に関する支援の希望が保護者も子どもも高く、経済的支援だけでなく、学習支援も必要であると考えます。生活困難世帯の中学生では、大学進学希望が低くなっていることから、生まれ育った環境により、子どもの将来が左右されることがなく夢や希望を持ち続けられるような教育支援施策が必要です。また、悩みごとを相談できる相談機関や居場所づくり等の支援体制についても検討していく必要があります。

### (5) 子どもの虐待防止の推進

近年、子どもの虐待が増加し傷ましい事案も発生しており対策強化が求められています。子育ての不安や悩みについての調査結果では約4割が「子どもに対するしつけ」について悩みながら子育てをしている状況となっています。子どもの成長過程に合わせた相談支援体制の充実や関係機関と連携して切れ目なく支援していく体制づくり、安心して子育てできる環境づくりを推進していくことにより虐待防止を図る必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

少子化の進行や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などの子育て世帯を取り巻く環境の変化に伴い、子育てに不安や負担、孤立を感じている保護者が増加しています。子育てについての第一義的責任は保護者であり、子育て・教育の出発点は家庭ですが、住民、学校、行政など地域全体で子育て家庭に寄り添い、子どもの幸せや最善の利益を最優先に子育て支援に取り組む必要があります。

これまで、「藍住町次世代育成支援行動計画」「第1期藍住町子ども・子育て支援事業計画」において推進してきた「子どもの成長をすべての町民でささえるまち～ゆとりをもって安心して安全な子育てのできるまち～」の基本理念を継承し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、明るく希望に満ちた社会で安心して暮らせるよう、子育て支援の取り組みを進めます。

#### ◆◆◆ 基本理念 ◆◆◆

**子どもの成長をすべての町民でささえるまち**  
～ゆとりをもって安心して安全な子育てのできるまち～

## 2 計画の基本的な視点

---

本計画では、以下の4つの視点を念頭に置き、子どもの成長や保護者のニーズに応じた施策を展開します。

### ◆◇すべての子どもの視点◆◇

子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりが持っている個性や可能性が存分に発揮され、夢や希望を持って成長していけるように、大人の都合だけではなく、子どもたちが何を考え、何を望んでいるのか、子どもの視点に立ちながら子どもの現在及び将来を見据えて施策を展開します。

### ◆◇すべての子育て家庭の視点◆◇

子育てをしている家庭の状況は、共働きや母親か父親のどちらかが働いている、ひとり親である等、様々です。このような中、子育てを“負担”と感じるのではなく、すべての家庭が子どもの成長を素直に喜び、また子育てを通じて豊かな人生を送ることができるよう、子育て家庭の視点に立ち、施策を展開します。

### ◆◇地域で子どもを育てていく視点◆◇

地域の子どもたちを地域の大人たちが温かく見守り、時には叱りながら地域全体で育てていく、また、男女がともに子育てに積極的に取り組んでいけるよう、職場においても子育て家庭を支援していくことが必要です。親の働く場も含め、地域全体で子どもを育てていくという視点に立ち、施策を展開します。

### ◆◇妊娠・出産・育児・育成まで、切れ目のない支援の視点◆◇

本町の重要課題である『少子化対策』に向けて、妊娠期から出産、育児、そして次代のまちを担う子どもの育成まで、切れ目なく必要な支援を提供するという視点に立ち、施策を展開します。

### 3 計画の基本目標

前項の基本的な視点を受け、具体的な施策の指針となる4つの基本目標を以下のように定めます。

#### 基本目標1

#### 多様なニーズに応じた教育・保育を推進するまち

子育て家庭のニーズに応じて幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境整備を進めます。また、実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

##### ■具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 1 保育サービスの充実
- 2 子育て支援サービスの充実

#### 基本目標2

#### 子どもの健やかな成長を支えるまち

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊婦健診や乳幼児健診等、各種母子保健事業や乳幼児医療体制の充実を図ります。また、発達に関して配慮や支援が必要な子どもへのきめ細かな支援体制づくりを進めます。

##### ■具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 1 親子の健康の確保
- 2 食育の推進
- 3 障がいのある子どもへの支援
- 4 子どもの成長と発達への支援

#### 基本目標3

#### 地域が一体となって子どもを育てるまち

子どもの育ちを社会全体で支援するため、子育てに関する意識を高めるとともに、地域における子育て支援ネットワークづくりを進めます。また、親子や地域住民が気軽に参加し交流できる環境づくりを進めます。

##### ■具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 1 地域と協働した子育て支援の取り組み

#### 基本目標4

#### 子育て家庭が安心して暮らせるまち

子どもの居場所づくりを推進するとともに、児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めます。

■具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 1 子どもの居場所づくりの推進
- 2 子育て家庭への経済的支援
- 3 児童虐待防止に向けた取り組みの推進

#### 基本目標5

#### 子どもたちが夢や希望を持って成長できるまち

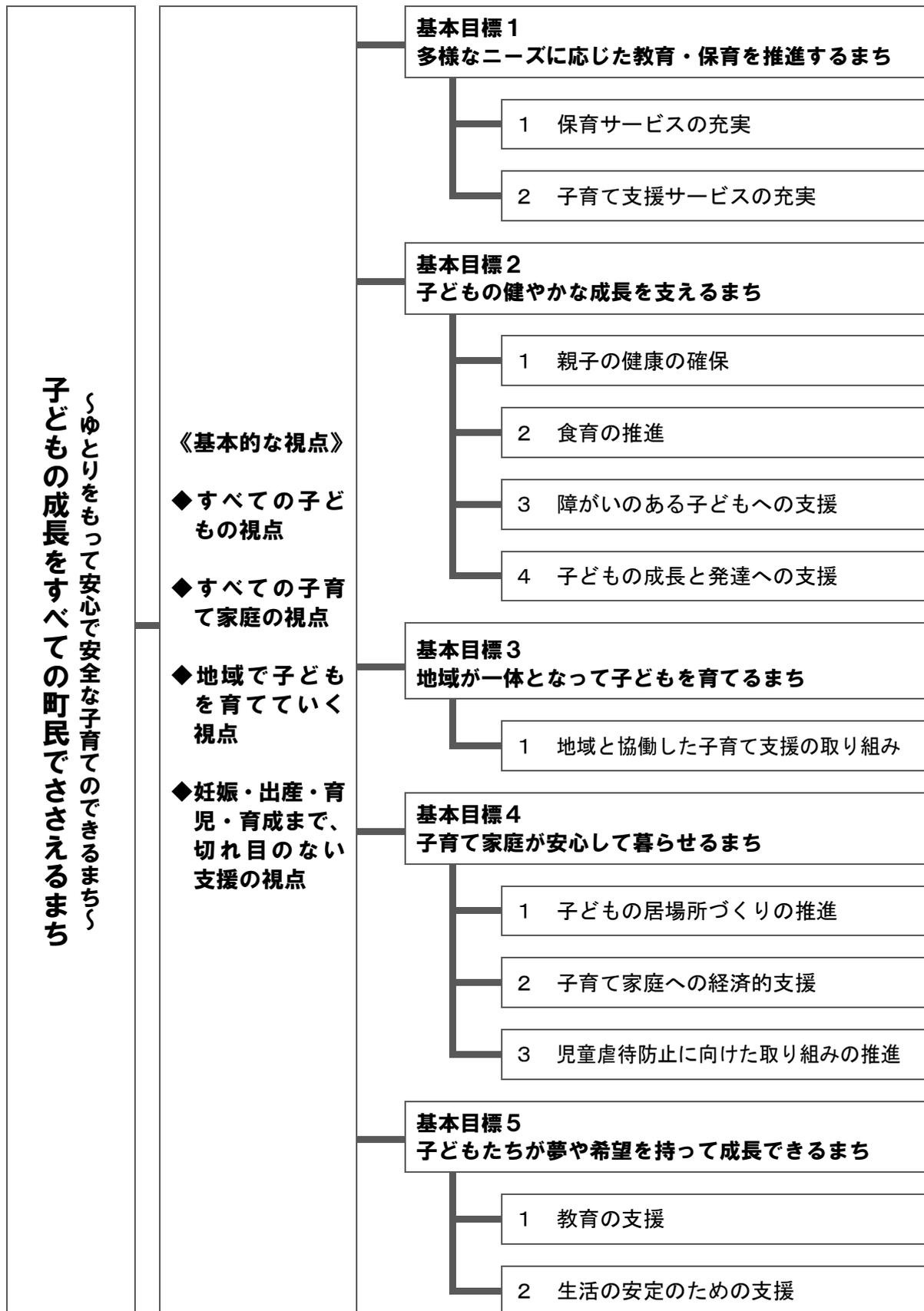
子どもたちのことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に実施できる体制や地域づくりを進めます。

■具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 1 教育の支援
- 2 生活の安定のための支援

## 4 施策の体系

本計画の施策の体系は、次のとおりです。



## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1

### 多様なニーズに応じた教育・保育を推進するまち

#### 1 保育サービスの充実

施策・事業	実施内容	担当
通常保育	<p>保護者の就労等により家庭で保育することができない児童に対し、保育所で保育を行います。</p> <p>現在は、3歳児までを対象としていますが、5歳児までの受け入れを進めます。</p> <p>また、待機児童の解消に努めます。</p>	福祉課
延長保育	<p>保護者の多様な就労時間に対応するため、町内すべての認可保育所で午後7時まで延長保育を実施します。</p>	福祉課
休日保育	<p>日曜日・祝日等に保護者の就労等により家庭で保育することができない児童に対し、保育所で保育を行います。</p> <p>実施保育所：あいずみ保育園</p>	福祉課
特定保育	<p>児童の保護者のいずれもが、就労等により一定程度の日時について児童を保育することができない場合に、週3日まで特定保育を実施します。</p> <p>実施保育所：中央保育所</p>	福祉課
病児・病後児保育 (体調不良児対応型)	<p>保育所に入所している児童が、保育中に熱を出すなどの体調不良となった場合に保護者が迎えにくるまでの間、緊急的な対応を実施します。</p> <p>実施保育所：藍住ひまわり保育園 あいずみ保育園</p>	福祉課
病児保育	<p>病気により集団保育が困難であり、保護者の就労等により家庭で保育することができない児童を、病院等の専用スペースで看護師等が保育を実施します。</p> <p>町内実施施設：富本小児科内科 ※広域連携により、町外にも利用可能な施設があります。</p>	福祉課

## 2 子育て支援サービスの充実

施策・事業	実施内容	担当
一時保育	保護者の育児等に伴う心理的肉体的負担の解消や保護者の入院・出産等により一時的に保育が必要となる場合に、一時保育を実施します。 実施保育所：中央保育所	福祉課
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	子育て親子の交流の場として保育所を開放するほか、子育てについての相談・支援、情報の提供、講習会等を実施します。 実施保育所：藍住ひまわり保育園 あいずみ保育園	福祉課
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を実施することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一時的に保護します。	福祉課
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	保護者の仕事などで、帰宅が夜間になる場合や休日に児童の養育が困難な場合、児童養護施設等で一時的に保護します。	福祉課
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の預かりなどの援助を受けることを希望する依頼会員と当該援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動を支援します。	福祉課

## 1 親子の健康の確保

施策・事業	実施内容	担当
子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターを設置し、妊婦から乳幼児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、養育支援会議、電話相談、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等に取り組み、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施します。	子育て世代包括支援センター
このとり応援事業（特定不妊治療費助成事業）	不妊治療を行っている夫婦を支援するため、医療保険が適用されない特定不妊治療に要した費用の一部を助成します。 助成は、「徳島県このとり応援事業」の助成決定に上乗せする形で行います。	保健センター
妊婦保健指導事業	健康的な妊娠経過を経て、子どもが健やかに生まれ、育てられる環境を整備するため、妊娠期の保健指導により健康管理を行います。また、子育てへの意識を高めるため、出産・育児を控えた男女に対して基本的な知識、技術を学ぶ機会を提供し、母性・父性の育成に努めます。	子育て世代包括支援センター 保健センター
妊婦一般健康診査	妊婦の健康状態とおなかの赤ちゃんの発育状態を確認するため、医療機関で妊婦一般健康診査を実施します（最大14回）。 おなかの赤ちゃんが多胎の場合は、超音波検査を追加で実施します。	子育て世代包括支援センター 保健センター
両親教室（パパママフェスタ）	妊娠36週未満の夫婦を対象に、講演、体験・相談コーナー（育児レッスン・歯の健康・食生活・沐浴実習）等の体験、本の読み聞かせ方の説明を実施します（年4回実施）。	保健センター
新生児聴覚検査	新生児期の聴覚障がいを早期発見し適切な支援を行うことを目的に、県内の医療機関で聴覚検査を実施します（初回検査）。	子育て世代包括支援センター 保健センター

未熟児養育医療給付事業	<p>未熟児の健康増進を図ることを目的に、医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行います。</p> <p>○対象</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出生体重2,000g以下</li> <li>2. 正常児が出産時に有する諸機能を得るに至っていないもの</li> </ol>	保健センター
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	<p>生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を対象に、保健師又は助産師が自宅を訪問し、乳児の発育確認や産婦の健康状態の確認を実施し、保健指導や育児相談を実施します。</p>	子育て世代 包括支援センター 保健センター
養育支援訪問事業	<p>養育支援が必要な家庭に対して、保健師又は助産師が自宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を実施します。</p>	保健センター
乳児一般健康診査	<p>県内の指定医療機関で乳児一般健康診査を実施します(1歳までに2回受診可能)。</p>	子育て世代 包括支援センター 保健センター
股関節脱臼検診	<p>生後3か月から6か月の乳児を対象に、股関節脱臼検診を実施します。保健師又は助産師による育児相談も併せて実施します。また、月齢にあった前期の離乳食講習・試食を検診後に行います。</p>	保健センター
9・10か月児健診	<p>生後9か月から10か月の乳児を対象に、集団健診で問診、身体計測、内科診察、歯科指導、育児相談を行います。また、月齢にあった後期の離乳食講習・試食を健診後に行います。</p>	保健センター
1歳6か月児健診	<p>生後1歳6か月から2歳未満の幼児を対象に、集団健診で問診、身体計測、内科・歯科診察、栄養・歯科集団指導と個別相談、育児相談を行います。</p>	保健センター
3歳児健診	<p>3歳から4歳未満の幼児を対象に集団健診で問診、身体計測、内科・歯科診察、栄養・歯科集団指導と個別相談、育児相談を行います。</p>	保健センター

歯科保健事業	<p>各種歯科保健指導を通じて、保護者と子どもに、歯の大切さやむし歯予防、望ましい生活習慣について理解してもらおうとともに、子どもの歯科検診を実施し、歯の健康管理の指導に取り組みます。</p> <p>○乳幼児歯科保健指導(乳幼児健診時) ○幼稚園、小学校及び中学校での歯科保健指導</p>	保健センター
フッ素塗布推進事業	<p>町内の医療機関で歯科検診とフッ素塗布を実施します(2歳から3歳の誕生日まで受診可能)。</p>	保健センター
育児相談	<p>主に乳幼児を対象に、毎月1回、保健センターで実施します。希望に応じて、乳幼児の身体計測や発達の確認等を実施し、保健師や助産師、管理栄養士が育児相談、栄養相談を実施します。</p>	保健センター
発達相談(児童相談)	<p>乳幼児健診等で成長発達の経過観察が必要な子どもを対象に、臨床心理士による個別相談を実施し、保護者の悩みの解消や子どもの成長、発達を促す支援を実施します。</p>	保健センター
訪問指導	<p>保護者からの相談や各乳幼児健診で、その後、経過をみていく必要のある場合に訪問指導を行います。</p>	保健センター
電話相談	<p>育児全般について不安等がある保護者を対象に、保健師や助産師、管理栄養士による電話での相談を実施し、必要に応じて関係機関への紹介等を行います。また、訪問や来所相談も行います。</p>	<p>子育て世代 包括支援センター 保健センター</p>
予防接種事業	<p>定期予防接種(B型肝炎、小児肺炎球菌、ヒブ、BCG、四種混合、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、二種混合等)の実施により、感染症の予防を行い、子どもの健康の維持に努めます。</p>	保健センター
小児医療の充実	<p>地域の医療機関と連携を密にし、医療体制の充実に努めます。</p> <p>○予防接種の広域化 ○小児救急医療体制の周知</p>	保健センター

## 2 食育の推進

施策・事業	実施内容	担当
小児生活習慣病予防食育事業	<p>子どもの「食」への関心と知識を高め、健康的で楽しい食生活を送れるよう、食生活改善推進協議会、保育所や幼稚園、小中学校等と連携しながら、子どもの各年齢に応じた健康に関する情報の提供や健康教育を実施し、意識啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健診等を活用した乳幼児の食生活指導</li> <li>○モグモグキッチン（離乳食教室）</li> <li>○「楽しい食卓 毎日元気!!」教室（朝食・野菜料理教室）</li> <li>○親子料理教室</li> <li>○食生活教室（小学6年生）</li> <li>○ひまわり元気教室（小中学生栄養教室）</li> <li>○健康アイデア献立コンクール</li> <li>○保育所、幼稚園、小中学校へ食生活の資料提供</li> <li>○個別栄養相談</li> </ul>	保健センター
モグモグキッチン（離乳食教室）	<p>食の始まりである離乳食を通して、子どもへの「食」と「食習慣づくり」の大切さを伝えるため、主に7から9か月頃の乳児の保護者に対して、離乳食や食についての説明と調理実習を実施します。</p>	保健センター
小中学校、幼稚園における食育の推進	<p>「生きる力」を育む食育の推進を目的に、食事に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、指導の充実及び家庭への普及啓発に努めます。また、学校給食が生きた教材となるよう、学校給食の充実を図ります。</p>	教育委員会

### 3 障がいのある子どもへの支援

施策・事業	実施内容	担当
早期支援	乳幼児健診等をもとに、障がいの早期発見に努めるとともに、児童相談所や各療育施設等関係機関との連携を密にし、必要な支援を行います。	保健センター 福祉課
支援体制の充実	保育所、幼稚園、小中学校における障がい児の受け入れに必要な施設整備・改善、教職員の研修による資質向上等に努めます。 また、対象となる子どもの個別相談を行い、必要となる療育や生活等の支援を行います。	福祉課 教育委員会
特別児童扶養手当	一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母又は養育者に特別児童扶養手当を支給します（所得要件等有り）。	福祉課
障害児福祉手当	日常生活が著しく制限され、介護を要する状態にある20歳未満の在宅重度障がい児へ障害児福祉手当を支給します（所得要件等有り）。	福祉課
福祉手当	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する児童及び療育手帳A・B1を所持する児童を養育する保護者へ福祉手当を支給します。	福祉課
重度心身障がい者等医療費助成制度	身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aを所持する児童へ医療費の一部を助成します。	福祉課
自立支援医療費支給（育成医療）制度	特定の障がいや疾患があり、手術等により確実な治療効果が得られる18歳未満の児童に対し、その治療にかかる医療費を助成します。	福祉課
福祉教育の推進	児童生徒が障がいをはじめとする福祉に関する適切な認識を持てるよう小中学校における福祉教育を推進します。	教育委員会

#### 4 子どもの成長と発達への支援

施策・事業	実施内容	担当
ブックスタート事業	親子の絵本の読み聞かせを通して、赤ちゃんのこぼれや心を育むため、絵本を贈る事業を実施します。出生届出時に引換券を交付するとともに、赤ちゃん絵本の読み聞かせ会を実施し、子どもが成長過程の中で本とふれあえる取り組みを推進します。	教育委員会
保育・幼児教育の質の向上	研修会等への参加を通じ、保育士や教諭の指導力の向上等、保育所や幼稚園における保育・幼児教育の充実を図ります。	福祉課 教育委員会
学校教育の充実	学校において、それぞれの子どもが持つ潜在的、個性的な能力が見いだされるよう努めます。また、その能力が十分、伸長・発揮されるよう、教員の指導力の向上を図るとともに、チーム・ティーチングや少人数学級を実施するなど、学校教育の充実に努めます。	教育委員会
家庭教育の推進	子どもの生活の場であるとともに、社会性を身につけさせる最も基礎的な場として、家庭における教育力を向上させ、望ましい家庭意識と豊かな社会性を身につけ、将来、社会の構成者としてストレスなく社会生活を送れるよう家庭教育の充実に推進します。	教育委員会
文化・芸術・スポーツ活動の振興	子どもの豊かな感性を育み、一人ひとりの個性を引き伸ばすため、町内にある文化施設、小中学校の体育施設の開放や町内スポーツ施設の活用を推進し、文化・芸術、スポーツ活動の振興を図ります。	教育委員会
グローバル人材育成	小学校に外国語専科教諭を配置し、外国語科の充実を図ります。 また、中学2年生を海外派遣（ホームステイ）し、現地の人との交流や異文化体験を通じて、豊かな国際感覚の基礎を養い、国際社会に貢献できる人材を育成します。	教育委員会

適応指導教室	何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しないもしくはしたくともできない状況に陥った不登校児童生徒について、学校復帰と将来の進路選択に対して支援を実施します。	教育委員会
青少年対策監の配置	専門的知識と経験を有する青少年対策監を配置し、犯罪事件、暴力行為、いじめ虐待などの問題や課題に対して、適切な指導助言を実施します。	教育委員会
青少年相談室での相談対応	青少年対策監と指導員を配置し、犯罪事件、暴力行為、いじめ虐待などの問題や課題に対して、組織で対応することによりさらに細かい指導を実施します。	教育委員会
学校支援員の配置	中学校に学校支援員を配置し、教職員では把握しにくい家庭や地域の実情を踏まえたきめ細かい教育相談や生徒指導を実施します。	教育委員会
スクールソーシャルワーカーの配置	児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図り、必要な生活支援や福祉制度につなげていくことができるようにスクールソーシャルワーカーを配置します。	教育委員会
スクールカウンセラーの配置	児童生徒の心理サポートをするスクールカウンセラーを配置し心のケアを実施します。	教育委員会

## 1 地域と協働した子育て支援の取り組み

施策・事業	実施内容	担当
民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実	民生委員・児童委員協議会の開催を通じて、子育てに関する問題や委員相互の活動内容の協議を行い、ボランティア活動として子育てに不安を持つ人の問題解決に向けた相談や助言等を行い、地域ぐるみの子育てを支援します。	福祉課
人材の育成・活用	地域の子育てサークルの育成や活動支援を通じて保護者間の交流を促進し、情報交換、相互扶助等の自主的活動を促進します。また、子育て支援サークル活動や情報交換を通じて、子育てに関する情報が有効に機能するよう、ネットワークの構築を行うとともに、大学生や民間ボランティアの協力体制を充実する等、子育て支援の人材育成と活用を図ります。 ○子育て環境づくり「あいっこ」実行委員会の運営 ○子どもフェスティバルの開催、子育てマップの発行	教育委員会
地域との連携	地域住民や保護者、地域のボランティア等の協力のもと、阿波踊りや藍染め、農業体験など本物と出会いふれあう体験学習や「本の読み聞かせ」による読書活動等を行います。	教育委員会
児童下校時見守り巡視事業	児童下校時の不審者被害を防止するため、13人の巡視員（委託）により、毎日下校時間に合わせて、通学路のパトロールを実施します。	教育委員会
地域での子どもの健全育成	交流を通じて、地域の様々な資源や人材を活用し、地域が一体となった子どもの健全育成に取り組みます。 各学校、幼稚園、保育所及び町PTA連合会と地域との連携を図りながら健全育成の充実に取り組みます。	教育委員会

## 基本目標 4

## 子育て家庭が安心して暮らせるまち

### 1 子どもの居場所づくりの推進

施策・事業	実施内容	担当
放課後児童クラブ	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学1年生から小学6年生までの児童の健全な遊びや生活の場を提供するため、町内5か所の児童館で放課後児童クラブを運営します。	福祉課
夏休み子ども教室	地域、学校、家庭、行政の連携により、夏休みにおける子どもの居場所づくりを実施します。地域やボランティアの方の協力を得ることで、多彩な体験型教室を企画し、子どもの豊かな感受性を伸ばし、夏休みの思い出作りの機会となるよう取り組みを推進します。	教育委員会
居場所づくりの推進	学習支援、生活習慣の習得、食事の提供等を行うことができる居場所づくりについて検討、推進を図ります。	福祉課 教育委員会

### 2 子育て家庭への経済的支援

施策・事業	実施内容	担当
児童手当	中学校修了までの児童を養育している家庭に対し、児童手当を支給します(所得要件等有り)。	福祉課
在宅育児応援クーポン交付	0歳から2歳の乳幼児を在宅で育児している家庭に対して子育て支援等のサービスの利用料の支払いに使えるクーポン券を交付し、育児の負担軽減を図ります(所得要件等有り)。	福祉課
子育て支援藍住町指定ごみ袋無償交付	乳児(0歳児)を養育している世帯に対して燃やせるごみ用ごみ袋(45リットル)100枚を無償配布し、経済的負担を軽減します。	福祉課
子どもはぐくみ医療費助成制度	18歳到達年度末までの子どもの医療に要する費用を助成し、経済的負担を軽減します。	福祉課

<p>幼児教育・保育無償化の実施</p>	<p>3歳以上児及び0歳から2歳児の非課税世帯の保育所、幼稚園、認定こども園の保育料等は無償とします（一部の施設については、上限額有り）。</p>	<p>福祉課 教育委員会</p>
<p>保育料等の軽減</p>	<p>一定の所得要件を満たす世帯の子ども及び第3子以降の子どもの保育料、副食費を軽減します。</p>	<p>福祉課 教育委員会</p>
<p>児童クラブ利用料の軽減</p>	<p>多子世帯の児童に対して放課後児童クラブ利用料の軽減を行います。</p>	<p>福祉課</p>
<p>就学援助等の推進</p>	<p>経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒に対して、学用品費、医療費、学校給食費等の給付を行い、小・中学校における義務教育の就学支援を行います。</p>	<p>教育委員会</p>

### 3 児童虐待防止に向けた取り組みの推進

施策・事業	実施内容	担当
児童虐待の防止	子育てに関する相談体制を充実し、育児不安等の軽減・解消に努めるとともに、関係機関との連携を強化し適切な支援を行う体制づくりを進めることにより、増加する児童虐待の防止・早期発見に取り組みます。	福祉課 保健センター 教育委員会
要保護児童対策地域協議会の活用	要保護児童等の早期発見、迅速な対応、適切な支援体制を構築するため、児童相談所や関係機関職員で構成する協議会を行います。	福祉課
子ども家庭総合支援拠点設置推進	一般的な子育てから養育困難、児童虐待など子どもや家庭の相談支援を実施する「子ども家庭総合支援拠点」の設置を検討します。	福祉課
児童虐待防止に向けた周知啓発	児童虐待防止を訴える「オレンジリボン運動」を推進するとともに、関係機関と連携して、児童虐待防止に向けた周知啓発に取り組みます。	福祉課
子どもの権利に関する普及啓発	社会に対する帰属意識や家庭の構成員としての自覚といった社会性を考慮しつつ、子どもの人権が最大限、尊重されるよう、子どもの権利についての普及啓発に努めます。	教育委員会

## 基本目標 5

## 子どもたちが夢や希望を持って成長できるまち

### 1 教育の支援

施策・事業	実施内容	担当
学校教育による学力の保障	読解力など学力に関する町内の児童・生徒の課題を把握し、不断の授業改善に努めるとともに、ICT機器の活用や外国語支援員、ALTの活用などにより、新しい教育課題に対する取り組みを進めます。また、取り組みの推進に必要な職員研修を進めます。	教育委員会
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭の生活の安定とその子どもの福祉の向上を図るために、就学資金、就学支度資金、就業資金、技能習得資金、就職支度金、事業開始資金、事業継続資金等の貸付制度について周知を行います。	福祉課
ひとり親家庭等子どもの学習支援事業	ひとり親家庭等の小学生を対象に自宅へ家庭教師を派遣する事業について、周知を図り、活用を促進します。	福祉課

### 2 生活の安定のための支援

施策・事業	実施内容	担当
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	ひとり親家庭の様々な悩みごとの相談支援や自立等のための相談支援を行う東部保健福祉局の母子・父子自立支援員の紹介を行います。また、支援員と連携して必要な制度の紹介や支援を行います。	福祉課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の母や父が、病気や本人の通学・仕事、冠婚葬祭などの理由により生活援助等が必要な世帯に、保育や家事等を手伝う家庭生活支援員を派遣する事業について、周知を図ります。	福祉課
ひとり親家庭ホームフレンド事業	ひとり親家庭の小学生から高校生までの児童を対象に、子どもたちの話し相手、相談相手、遊び相手となるホームフレンド（児童訪問援助員）を派遣する事業について、周知を図ります。	福祉課

生活保護相談	町社会福祉協議会と連携し、生活困窮者自立支援制度の活用を図るとともに、生活を保障する公的扶助制度である生活保護の相談を行います。	福祉課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の経済的安定を図るため、18歳到達年度末まで児童扶養手当を支給します（所得要件等有り）。	福祉課
福祉手当	ひとり親家庭や交通遺児に対し、福祉手当を支給します。	福祉課
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等の方が病院にかかったときに、医療費の一部を助成します。父母については入院時のみ、児童については通院及び入院時の医療費を助成します。	福祉課

## 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

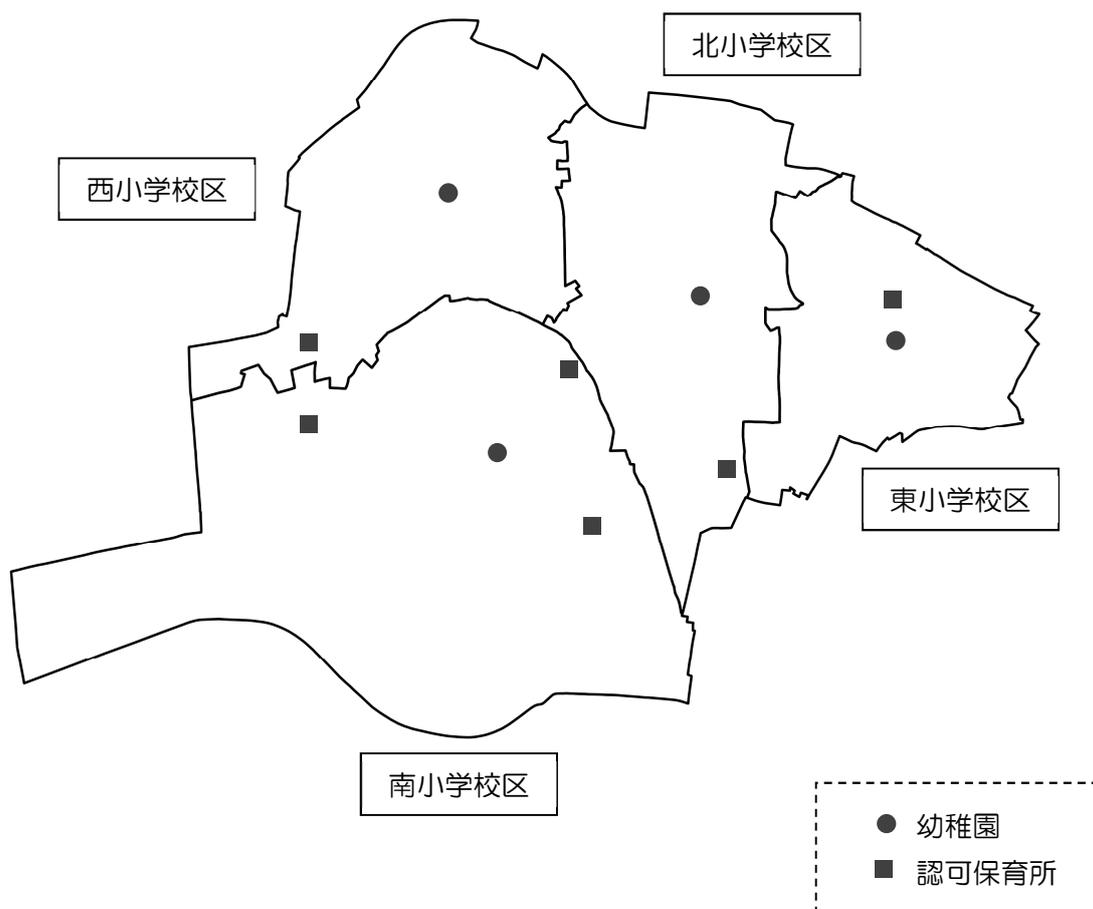
### 1 基本的な考え方

#### (1) 教育・保育提供区域の設定

本計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる区域（教育・保育提供区域）を定める必要があります。

本町の施設の整備状況をみると、幼稚園については小学校区ごとに配置されていますが、保育所は小学校区でみた場合配置に偏りがあり、町内全域から利用があります。また、地域子ども・子育て支援事業についても、町内全域を対象に実施しています。

このような施設の整備状況や教育・保育の利用状況を踏まえるとともに、効率的な事業展開や柔軟な提供体制などについて総合的に勘案し、町内全域を1区域として教育・保育提供区域を設定します。

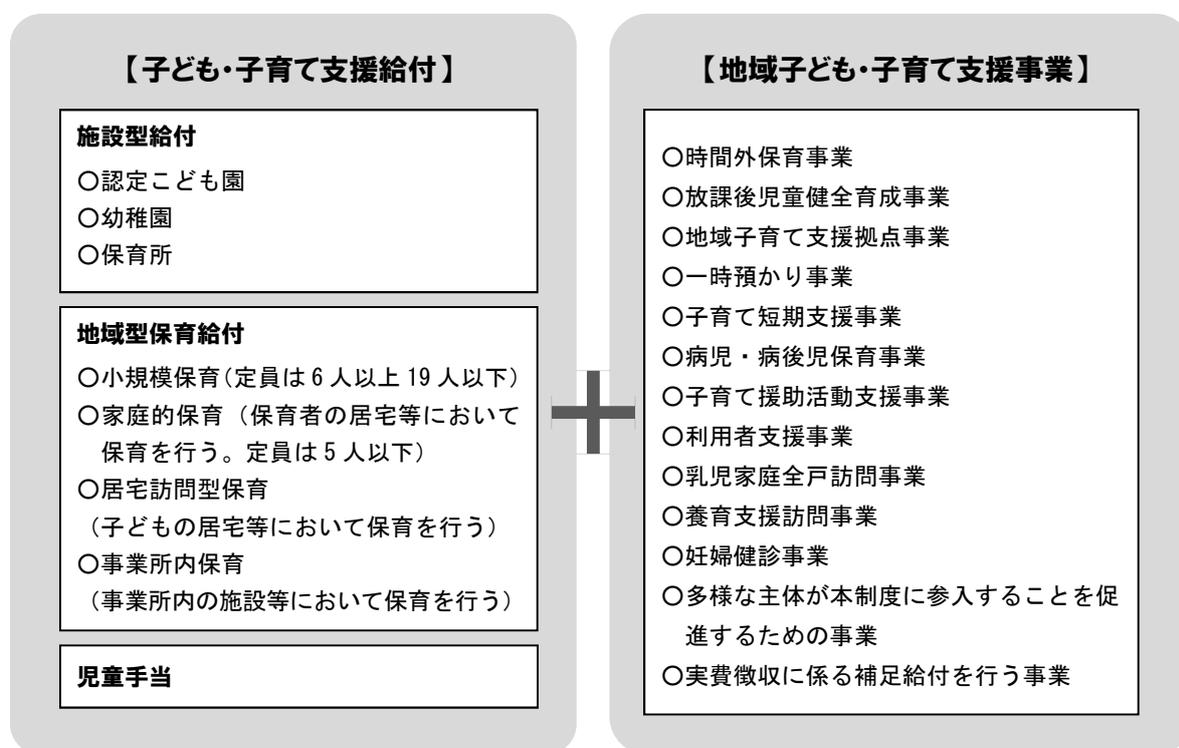


## (2) 認定区分と提供施設

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は以下の3区分となります。

認定区分		提供施設
1号	3-5歳、学校教育のみの利用 (保育の必要性なし)	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

### ■子育て支援の「給付」と「事業」の全体像



※施設型給付費の支給に係る施設として町が確認する保育所・幼稚園・認定こども園を「特定教育・保育施設」といいます。

## (3) 量の見込みの算出方法について

量の見込みについては、子ども・子育てに関するアンケート調査の結果や本町の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況等を勘案し、算出しました。

#### (4) 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

本町では、昭和50年から、3歳児までは保育所で保育を行い、4・5歳児は保護者の就労状況にかかわらず幼稚園で幼児教育を行う「藍住方式」の幼保一元化に取り組んできました。

しかし、少子化・核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て世帯を取り巻く環境は実施当初からは大きく変化しています。保育所の利用希望者は年々増加しており年度途中では待機児童が発生しているほか、幼児教育・保育の無償化によりさらに保育ニーズが増加することが予想され、保育ニーズの増加や多様化への対応が求められています。

そのため、町立保育所の利用定員を調整しつつ民間活力を積極的に活用し新たに保育施設の整備を進めることにより、教育・保育の提供体制の確保を図ります。さらに、民間保育所の利用年齢を5歳児まで引き上げるとともに認定こども園の整備を推進し、保護者のニーズに応じた施設を保護者の選択により利用できる環境整備を進めます。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施し、教育・保育の質の維持・向上に努めるとともに、子どもの発達と学びの連続性を確保するため、就学前施設と小学校との交流や情報共有を図るなど連携体制の整備を進めます。

## 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
		4・5歳	3－5歳		1・2歳	0歳
		教育	教育	保育	保育	保育
令和2年度	①量の見込み	178	382	358	349	145
	②確保方策	178	382	358	328	80
	特定教育・保育施設	178	0	225	323	78
	確認を受けない幼稚園	0	0	—	—	—
	幼稚園及び預かり保育	0	382	133	—	—
	特定地域型保育所	—	—	0	5	2
	②－①	0	0	0	▲21	▲65
令和3年度	①量の見込み	168	346	371	348	144
	②確保方策	168	346	371	348	144
	特定教育・保育施設	168	0	304	343	142
	確認を受けない幼稚園	0	0	—	—	—
	幼稚園及び預かり保育	0	346	67	—	—
	特定地域型保育所	—	—	0	5	2
	②－①	0	0	0	0	0
令和4年度	①量の見込み	160	317	373	345	142
	②確保方策	160	317	373	345	142
	特定教育・保育施設	160	0	373	340	140
	確認を受けない幼稚園	0	0	—	—	—
	幼稚園及び預かり保育	0	317	0	—	—
	特定地域型保育所	—	—	0	5	2
	②－①	0	0	0	0	0
令和5年度	①量の見込み	162	323	374	342	140
	②確保方策	162	323	374	342	140
	特定教育・保育施設	162	0	374	337	138
	確認を受けない幼稚園	0	0	—	—	—
	幼稚園及び預かり保育	0	323	0	—	—
	特定地域型保育所	—	—	0	5	2
	②－①	0	0	0	0	0
令和6年度	①量の見込み	162	322	371	337	137
	②確保方策	162	322	371	337	137
	特定教育・保育施設	162	0	371	332	135
	確認を受けない幼稚園	0	0	—	—	—
	幼稚園及び預かり保育	0	322	0	—	—
	特定地域型保育所	—	—	0	5	2
	②－①	0	0	0	0	0

## 確保方策の内容

幼稚園については、町内4か所に公立施設を設置し、4・5歳児を対象に受け入れています。引き続き、現行の提供体制の確保に努めます。

保育所については、現在、認可保育所が6か所（公立1か所、私立5か所）あります。今後は、保育ニーズの増加が見込まれることから、民間活力を積極的に活用し新たに保育施設の整備を進め、供給体制の確保に努めます。また、保育所では3歳児までを対象とし、4・5歳児については幼稚園での預かり保育で対応していますが、新設保育所については原則5歳児までを対象とするほか、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の整備を進めていきます。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）

##### 事業の内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

##### 量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	389	495	535	532	526
②確保方策	389	495	535	532	526
②－①	0	0	0	0	0

##### 確保方策の内容

現在、すべての認可保育所で実施しています。引き続き、すべての認可保育所で実施し、ニーズに応じた提供体制を確保します。

#### (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

##### 事業の内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

##### 量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	658	667	676	653	639
1年生	198	205	211	180	187
2年生	190	181	188	193	165
3年生	144	152	145	151	155
4年生	83	81	86	82	85
5年生	33	31	30	32	31
6年生	10	17	16	15	16
②確保方策	658	667	676	653	639
②－①	0	0	0	0	0

## 確保方策の内容

現在、5か所の児童館に放課後児童クラブを設置しています。また、平成31年度からはすべての放課後児童クラブで高学年の受け入れを始めました。引き続き、利用者のニーズに応じた柔軟な運営形態及び提供体制の確保に努めます。

### (3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

#### 事業の内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 量の見込みと確保方策

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,449	4,431	4,386	4,336	4,268
②確保方策	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所

#### 確保方策の内容

現在、2か所の認可保育所で実施しています。今後は、新設予定の認可保育所においても実施できるよう整備し、さらなる事業の充実に努めます。

### (4) 一時預かり事業

#### ①幼稚園における一時預かり

#### 事業の内容

幼稚園に在籍する幼児で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児を、教育時間終了後や長期休業日に当該幼稚園において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

#### 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	114,085	91,531	70,305	71,635	71,414
②確保方策	114,085	91,531	70,305	71,635	71,414
②-①	0	0	0	0	0

## 確保方策の内容

現在、すべての幼稚園で実施しています。引き続き、すべての幼稚園で実施し、ニーズに応じた提供体制を確保します。

## ②幼稚園以外の一時的預かり

### 事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,040	4,902	4,872	4,854	4,812
②確保方策	3,493	4,902	4,872	4,854	4,812
保育所	3,039	4,456	4,437	4,419	4,381
ファミリー・サポート・センター事業	447	439	428	428	424
トワイライトステイ事業	7	7	7	7	7
②－①	▲1,547	0	0	0	0

### 確保方策の内容

一時・特定保育事業を町内1か所の認可保育所で、ファミリー・サポート・センター事業を1か所で、トワイライトステイ事業を県内4か所の児童養護施設で実施しています。一時・特定保育事業については、希望者が多いことから実施施設の拡充に努めるとともに、その他の事業についても現行の提供体制の確保に努めます。

## (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

### 事業の内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	21	21	21	21	21
②確保方策	21	21	21	21	21
②－①	0	0	0	0	0

### 確保方策の内容

県内5か所の児童養護施設、乳児院で実施しています。引き続き、現行の提供体制の確保に努めます。

## (6) 病児・病後児保育事業

### 事業の内容

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,117	1,098	1,072	1,072	1,060
②確保方策	2,579	2,579	2,579	2,579	2,579
病児保育	2,575	2,575	2,575	2,575	2,575
ファミリー・サポート・センター事業	4	4	4	4	4
②－①	1,462	1,481	1,507	1,507	1,519

### 確保方策の内容

県内11市町村（徳島市・小松島市・勝浦町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町）の広域連携事業として実施しています。広域連携区域内10か所で利用可能です。町内では、1か所で実施しています。また、平成28年10月からは、板野東部ファミリー・サポート・センターにおいても、病児・病後児の預かり事業を実施しています。引き続き、現行の提供体制の確保に努めます。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 事業の内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	227	229	232	230	227
②確保方策	227	229	232	230	227
②－①	0	0	0	0	0

### 確保方策の内容

板野郡内の5町で板野東部ファミリー・サポート・センターを設置し、実施しています。引き続き、現行の提供体制の確保とさらなる事業の充実に努めます。

## (8) 利用者支援事業

### 事業の内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

### 量の見込みと確保方策

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策（母子保健型）	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

### 確保方策の内容

令和2年1月からは、保健センター内に藍住町子育て世代包括支援センターを開設し実施しています。妊娠期から子育て期にわたるまでの包括的な相談支援体制の充実に努めます。

## (9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

### 事業の内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	323	319	315	310	305
②確保方策	323	319	315	310	305
②－①	0	0	0	0	0

### 確保方策の内容

保健センターで実施しており、平成30年度の訪問指導率は94%となっています。すべての家庭を訪問できるよう、引き続き事業の推進に努めます。

## (10) 養育支援訪問事業

### 事業の内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保方策	40	40	40	40	40
②－①	0	0	0	0	0

### 確保方策の内容

養育支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、関係機関と連携し、それぞれの家庭に応じた適切な支援の実施に努めます。

## (11) 妊婦健診事業

### 事業の内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 量の見込みと確保方策

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,937	3,885	3,833	3,774	3,715
②確保方策	3,937	3,885	3,833	3,774	3,715
②－①	0	0	0	0	0

### 確保方策の内容

母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票を交付しています(妊娠期間に応じて最大14回)。引き続き、現行の提供体制の確保に努めます。

## (12) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 事業の内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 確保方策の内容

町の実態に合わせながら、実施を検討します。

## (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 事業の内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 確保方策の内容

令和元年10月から、私立幼稚園(新制度未移行園)に通う子どもの副食費を助成しています(所得要件等有り)。引き続き、対象者への助成を行います。

## 第6章 計画の推進にあたって

### 1 町内のみなさんの役割

---

本計画の基本的な視点である「子どもの育ちを第一に考えること」を踏まえながら、円滑に各施策を推進していくためには、保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを前提としつつ、町内のあらゆる方・団体が本計画の基本理念とその考え方を共有し、その上で各々の役割を果たすことが重要です。

#### (1) 保護者の役割

子育て・子育ちに第一の責任を負う保護者は、子どもの行動や人格の形成に最も大きな影響を与えます。そのため、常にコミュニケーションを図り、家族のきずなや家庭でのふれあいを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなるように努めていきます。

子育てを通じて、自らも保護者としての役割を学び、人として成長しながら、子どもが基本的な生活習慣や社会のルール等を学んでいくお手本となります。

家庭内だけでなく、子どもと一緒に地域のイベント等に参加したり、子ども同士が屋外や自然の中で遊ぶことを促したりするなど、地域の中でのつながりを持って子育てを行っていきます。

#### (2) 町民（地域）の役割

子どもの豊かな感性・人間性が、遊びや体験、隣近所や地域社会とのつながり等によって育まれることをしっかりと認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援事業の重要性について関心を深め、地域における子育て支援に積極的に関わっていきます。

子どもを虐待やいじめ、非行・犯罪から守るために、普段から子育て家庭との関係性を深めるとともに、安心して子育てができるまちづくりに努めます。

#### (3) 本町の役割

本計画に記載した子ども・子育て支援事業に関わる施策を推進するとともに、子育て支援に関するわかりやすい情報発信をしていきます。

施策の推進にあたっては、国や県その他関係機関との連携を深め、調整を図りつつ取り組みます。

町民、子育て支援団体、学校や幼稚園、保育所等の教育・保育提供施設が自主的に子ども・子育て支援に関わる事業に取り組めるように、必要な支援と連携の促進を図ります。

#### (4) 子育て支援団体等の役割

地域の特性をいかした子育て支援に関する活動を行っていきます。

本町や町民、事業者、児童館及び学校や幼稚園、保育所等の教育・保育提供施設と連携を深め、協働することによって、地域における子ども・子育て支援の拡充に努めていきます。

子どもとその保護者が、町社会福祉協議会地区推進協議会及び児童館が主催する地域のイベントやボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努め、地域の中でのつながりを構築できるような環境づくりに努めていきます。

#### (5) 事業者・職域の役割

事業活動が子育てに及ぼす影響の大きさを十分に認識し、就業者である保護者が子どもと過ごす時間を十分に確保できるように、ワーク・ライフ・バランスが取れた職場環境を整備していきます。

#### (6) 教育・保育提供施設の役割

子どもが多く時間を過ごす教育・保育提供施設において、集団生活の中でルールや基本的な生活習慣、豊かな人間性等を身につけることができるように取り組んでいきます。

本計画に沿って実施される子ども・子育て支援事業に関わる施策について、十分に理解し、自らも本町や関係機関と連携して子ども・子育て支援に関する活動に取り組んでいきます。

## 2 計画の進捗管理・評価

---

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスが取れているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

そのため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。



## 資料

### 藍住町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、藍住町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 法第6条第1項に規定する子どもの保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会

長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 藍住町子ども・子育て会議委員名簿

区分	所属	備考
第3条第2項第1号に規定する保護者	藍住ひまわり保育園保護者代表	
	藍住南幼稚園保護者代表	
	藍住東小学校保護者代表	
第3条第2項第2号に規定する子ども・子育て支援事業に従事する者	板野東部ファミリー・サポート・センター所長	副会長
	藍住町社会福祉協議会 事務局長	
	ニチイキッズあいずみ北保育園 園長	
	藍住町立中央保育所 所長	
第3条第2項第3号に規定する学識経験者	富本小児科内科 院長	
第3条第2項第4号に規定するその他町長が必要と認める者	藍住町議会厚生常任委員会委員長	
	藍住町議会総務文教常任委員会委員長	
	藍住町主任児童委員	会長
	藍住町副町長	
	藍住町教育委員会専任主幹	
	藍住町保健センター副主任保健師	



## 第2期藍住町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：徳島県藍住町

編集：藍住町福祉課

〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1

電話 088-637-3114 ファクシミリ 088-637-3150

